

## 第1章 土壤汚染対策法の概要

「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が平成 21 年 4 月 24 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行された（「土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成 21 年政令第 245 号））。また、改正法による改正後の「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）を施行するため、「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」（平成 21 年政令第 246 号。以下「改正令」という。）が平成 21 年 10 月 15 日に、「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」（平成 22 年環境省令第 1 号。以下「旧改正規則」という。）、「汚染土壤処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令」（平成 22 年環境省令第 2 号。以下「改正処理業省令」という。）及び「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」（平成 22 年環境省令第 3 号。以下「改正指定調査機関等省令」という。）が平成 22 年 2 月 26 日に公布された。

また、法の厳正かつ実効性のある施行のため、都道府県知事（令第 8 条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）に対して「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知。以下「通知」という。）が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として、通知された。これに併せて、「土壤汚染対策法の施行について」（平成 15 年 2 月 4 日付け環水土第 20 号環境省環境管理局水環境部長通知）は、平成 22 年 3 月 31 日限りで廃止された。

その後、「土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 23 年環境省令第 13 号。以下「改正規則」という。）が平成 23 年 7 月 8 日に公布され、同日付けで施行されるとともに、通知の一部が改正され、平成 23 年 7 月 8 日から適用された（「土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成 23 年 7 月 8 日付け環水大土発第 110706001 号環境省水・大気環境局長通知））。

### 1.1 土壤汚染対策法の目的（法第 1 条）

#### 1.1.1 土壤汚染対策法の目的

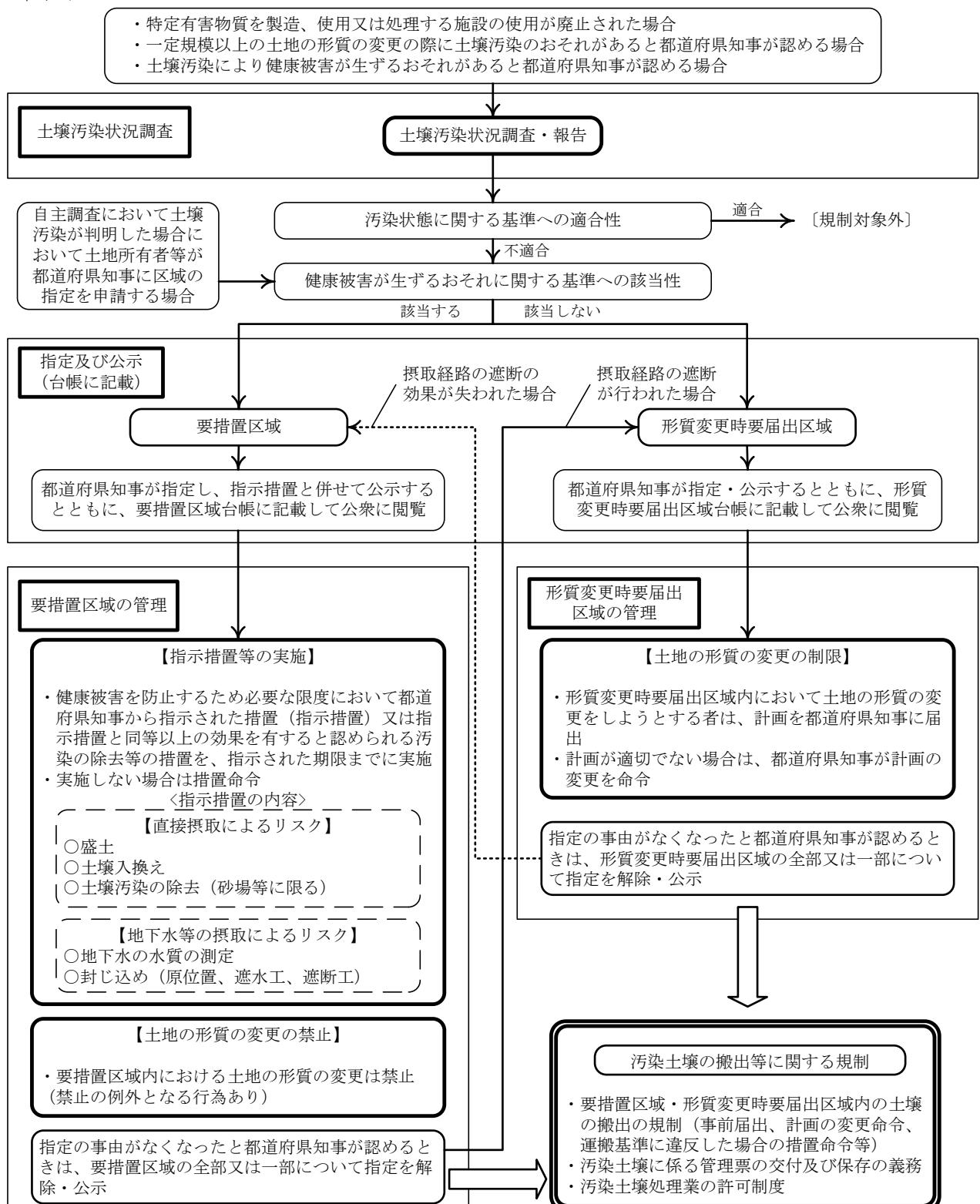
土壤汚染対策法は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている（法第 1 条及び通知の記の第 1）。

土壤汚染対策は、①新たな土壤汚染の発生を未然に防止すること、②適時適切に土壤汚染の状況を把握すること、③土壤汚染による人の健康被害を防止すること、の三つに大別される。これらのうち、新たな土壤汚染の発生を未然に防止するための対策は、有害物質を含む汚水等の地下浸透禁止（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。））、有害物質を含む廃棄物の適正処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。））等により既に実施されている。

したがって、残る二つの対策、すなわち、適時適切に土壤汚染の状況を把握すること及び土壤汚染による人の健康被害を防止することが、法の主たる役割となる。

○対象物質：①有害物質を含む土壤を摂取すること、②土壤中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取することの2つの経路に着目し、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある、有害物質として政令で指定した25物質（特定有害物質）

○仕組み



○土壤汚染対策の円滑な推進を図るために、措置の助成（要措置区域内で措置を講ずる者が負担能力が乏しい場合）、助言、普及啓発等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置。

図 1.1.1-1 土壤汚染対策法の概要

### 1.1.2 法改正の経緯及び目的

旧法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、旧法制定時に指摘された課題を整理検討するために平成 19 年 6 月に設置された「土壤環境施策に関するあり方懇談会」の報告が平成 20 年に取りまとめられた。この報告を受け、同年 5 月に中央環境審議会に対して今後の土壤汚染対策の在り方について諮問し、同年 12 月に答申がされている。

改正法では、答申で指摘された課題を解決するため、健康被害の防止という旧法の目的を継承しつつ、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壤の適正処理の確保に関する規定の新設等、所要の措置を講じている（通知の記の第 1）。

### 1.1.3 改正法の施行まで及び施行後の経緯

平成 15 年 2 月 15 日	土壤汚染対策法施行
平成 20 年 12 月 19 日	中央環境審議会答申「今後の土壤汚染対策の在り方について」
平成 21 年 4 月 24 日	土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布
平成 21 年 7 月 29 日	中央環境審議会答申「今後の土壤汚染対策の在り方について～土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行に向けて～」
平成 21 年 10 月 15 日	土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令公布
平成 21 年 10 月 22 日	汚染土壤処理業の許可の申請の手続等に関する省令公布
平成 22 年 2 月 26 日	土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布 汚染土壤処理業の許可の申請の手續等に関する省令の一部を改正する省令公布 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令公布
平成 22 年 4 月 1 日	土壤汚染対策法の一部を改正する法律全面施行
平成 23 年 7 月 8 日	土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令公布及び施行
平成 23 年 7 月 8 日	土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令公布及び施行 汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令公布及び施行

### 1.1.4 測定対象とする土壤

法において測定対象とする土壤は、破碎することなく、自然状態において 2 mm 目のふるいを通過させて得た土壤とされている（土壤含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 19 号付表 2））（通知の記の第 3 の 1 (6)⑥イ）。

法は土壤を対象としており、岩盤は対象外としている。法の対象外とされる岩盤について、Appendix 「18. 土壤汚染対策法の適用外となる岩盤」に示すとおり、「マグマ等が直接固結した火成岩、堆積物が固結した堆積岩及びこれらの岩石が応力や熱により再固結した変成岩で構成された地盤」とした。ここで、「固結した状態」とは、指圧程度で土粒子に分離できない状態をいう。

## 1.2 特定有害物質（法第2条）

法の対象となる物質（特定有害物質）は、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして（法第2条第1項）、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質を指定している（令第1条）。

土壤に含まれる特定有害物質が人に摂取される経路として、①有害物質を含む土壤を直接摂取すること、②土壤中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することが考えられる。そのため、この二つの経路に着目して特定有害物質を定めている（通知の記の第2）。

これらの25物質には、汚染された土壤からの溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクがある。また、これらのうち9物質（第二種特定有害物質）については、汚染された土壤から直接摂取することによるリスクもある（表1.2-1）。

表 1.2-1 法第2条第1項の特定有害物質

特定有害物質の種類	地下水の摂取等によるリスク	直接摂取によるリスク	分類
四 塩 化 炭 素	○	—	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
1,2-ジクロロエタン	○	—	
1,1-ジクロロエチレン (別名 塩化ビニリデン)	○	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	—	
1,3-ジクロロプロペン (別名 D-D)	○	—	
ジクロロメタン (別名 塩化メチレン)	○	—	
テトラクロロエチレン	○	—	
1,1,1-トリクロロエタン	○	—	
1,1,2-トリクロロエタン	○	—	
トリクロロエチレン	○	—	
ベ ン ゼ ン	○	—	
カドミウム及びその化合物	○	○	
六価クロム化合物	○	○	
シアノ化合物	○	○	
水銀及びその化合物	○	○	
セレン及びその化合物	○	○	第二種特定有害物質 (重金属等)
鉛及びその化合物	○	○	
砒素及びその化合物	○	○	
ふっ素及びその化合物	○	○	
ほう素及びその化合物	○	○	
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名 シマジン又はCAT)	○	—	
N,N-ジエチルオカルバシン酸S-4-クロベンジル(別名 チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	○	—	
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チラム又はチラム)	○	—	第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)
ポリ塩化ビフェニル (別名 PCB)	○	—	
有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名 パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名 メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトチルチオスフェイト(別名 メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネート(別名 EPN)に限る。)	○	—	

## 1.3 自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤及び水面埋立て用材料由来の土壤汚染の取扱い

### 1.3.1 自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤の取扱いの基本的な考え方

旧法においては、「土壤汚染」とは環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する、「人の活動に伴って生ずる土壤の汚染」に限定されるものであり、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤をその対象としていなかった。しかしながら、法第4章において汚染土壤（法第16条第1項の汚染土壤をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと並びにかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤をそれ以外の汚染された土壤と区別する理由がないことから、同章の規制を適用するため、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤を法の対象とすることとしている（通知の記の第1）。

### 1.3.2 自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤が盛土材料として利用された場合の取扱い

「自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の土壤汚染状況調査に係る特例及び自然由来特例区域の該当性について」（平成24年8月13日付け環水大土発第120813001号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）では、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の取扱いについて、都道府県及び政令市が参考とすべき事項を下記のとおりまとめており、都道府県及び政令市においては、これを参照し、その運用を遺漏のないようにされたいとしている。この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えている。

#### (1) 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例の妥当性について

専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壤汚染が深さ10m以浅に分布している土地において、掘削された土壤が盛土材料として利用されている土地であって、次に掲げるものについては、規則第10条の2に基づく調査を行うことと解して差し支えない。

- ① 法施行前（平成22年3月31日以前）に完了した工事で当該土壤が盛土材料として利用された土地
- ② 法施行後（平成22年4月1日以後）に完了した工事で当該土壤が盛土材料として利用された場合であって、当該掘削と盛土が同一の事業で行われたもの又は当該掘削場所と盛土場所の間の距離が900m以上離れていないものである土地

自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤には、自然由来で汚染された地層の土壤のほか、当該地層の土壤を盛土材料に用いたことによる盛土部分の汚染土壤や、当該盛土部分の土壤を再移動させて盛土材料として用いたことによる盛土部分の汚染土壤もある。これらの自然由来の有害物質が含まれる汚染された盛土部分の土壤について、①又は②に該当する場合に、規則第10条の2（土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例）(2.1(4)4)及び2.7参照）に基づく調査を行わなければならない。

なお、自然由来で汚染された地層の土壤が盛土材料として用いられた盛土部分の土壤が再移

動して盛土材料として用いられた場合については、再移動における盛土工事の完了時期を工事完了時期とし、上記①及び②への該当性を判断する。

(2) 形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（自然由来特例区域）の該当性について

自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された土地について、次に掲げる場合においては、第二溶出量基準に適合していることを条件に、規則第 58 条第 4 項第 9 号に該当するものと解して差し支えない。

- ① (1)による調査の結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合
- ② 専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壤汚染が深さ 10m 以浅に分布していない土地（いずれの深さにも分布していない範囲又は深さ 10m より深部に分布している範囲）において、法施行前（平成 22 年 3 月 31 日以前）に完了した工事で自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合であって、通常の土壤汚染状況調査を行った結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合

ここで、規則第 58 条第 4 項第 9 号に該当するものとは、1.7.1(2)で後述する「自然由来特例区域」のことであり、形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）である。

公有水面埋立地については、自然由来の有害物質が含まれる土壤が水面埋立て用材料又は盛土材料として使用されている場合も想定されるが、埋立地管理区域及び埋立地特例区域（1.7.1(1)参照）を別途設定していることから、自然由来の土壤汚染として取り扱う対象には含めない。

なお、自然由来で汚染された地層の土壤が盛土材料として用いられた盛土部分の土壤が再移動して盛土材料として用いられた場合については、再移動における盛土工事の完了時期を工事完了時期とし、上記②への該当性を判断する。

以下では、上記の①又は②に該当し、自然由来の土壤汚染として取り扱うことができる盛土部分の土壤を「自然由来汚染盛土」という。

自然由来で汚染された土壤による盛土部分の土壤汚染を自然由来汚染盛土とみなすことができる範囲は、表 1.3.2-1 に示すとおりである。ここで、自然由来汚染盛土とみなすことができない盛土部分の汚染土壤については、いずれも自然由来で汚染された盛土材料に由来するものであったとしても、人為的原因により汚染された盛土部分の土壤として取り扱うことになる。

表 1.3.2-1 自然由来で汚染された土壤による盛土部分の土壤汚染の取扱い

自然由来で汚染された土壤による盛土部分の位置	自然由来汚染盛土とみなすことのできる範囲	
	改正土壤汚染対策法施行前(平成 22 年 3 月 31 日以前)に盛土工事が完了したもの	改正土壤汚染対策法施行後(平成 22 年 4 月 1 日以降)に盛土工事が完了したもの
盛土部分の土壤を掘削した地層と同質な状態でつながっている地層が深さ 10m 以浅に分布している土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)	第二溶出量基準に適合するもの	掘削及び盛土が当時の同一事業で行われたもの又は掘削場所と盛土場所の距離が 900m 以上離れていないものであり、かつ、第二溶出量基準に適合するもの
盛土部分の土壤を掘削した地層と同質な状態でつながっていない(分布していない又は深さ 10m より深部に分布している)土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)	第二溶出量基準に適合するもの	なし
公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地の場所	なし	なし

### 1.3.3 公有水面埋立地における有害物質が含まれる汚染土壤の取扱いの基本的な考え方

法では、土壤汚染状況調査における調査対象地の土壤汚染のおそれの把握(地歴調査)の結果、調査対象地が公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地に専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来する汚染のおそれがあると認められるときは、通常の土壤汚染状況調査の方法では汚染のおそれの把握が十分でない可能性のあることから、別途定める調査方法によって調査を行わなければならないこととしている(通知の記の第 3 の 1 (6)⑫)。

法では、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地(以下「公有水面埋立地」という。)における水面埋立て用材料に由来する土壤汚染について、人為的原因による土壤汚染及び自然由来の土壤汚染とは区別して取り扱っている。

本ガイドラインでは、「人為的原因による土壤汚染」と記している場合は、水面埋立て用材料由来の土壤汚染を除いた人為的原因による土壤汚染のことを指す。水面埋立て用材料由来の土壤汚染も含むかたちで人為的原因による土壤汚染のことを指す一部の箇所については、「人為的原因(水面埋め立て用材料由来を含む。)による土壤汚染」と記している。

ここで、公有水面埋立地については、自然由来の有害物質が含まれる土壤が水面埋立て用材料又は盛土材料として使用されている場合も想定されるが、規則第 10 条の 3(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壤汚染状況調査に係る特例)(2.1(4)5 参照)、埋立地管理区域及び埋立地特例区域(1.7.1(1)参照)を別途設定したことから、自然由来の土壤汚染として取り扱う対象には含めず、規則第 10 条の 2に基づく調査の適用対象外としている。

## 1.4 要措置区域の指定に係る基準（法第6条）

要措置区域（1.6 参照）の指定に係る要件として、「汚染状態に関する基準」と「健康被害が生ずるおそれに関する基準」が定められている（通知の記の第4の1(2)及び(3)）。

### 1.4.1 汚染状態に関する基準

要措置区域の指定に係る基準のうち、汚染状態に関する基準（法第6条第1項第1号）は、地下水経由の観点からの土壤汚染に係るものとして特定有害物質の検液への溶出量による基準（以下「土壤溶出量基準」という。）を、直接摂取の観点からの土壤汚染に係るものとして特定有害物質の含有量による基準（以下「土壤含有量基準」という。）を表1.4.1-1に示すとおり定めている（規則第31条第1項及び第2項並びに別表第3及び第4）。

また、各特定有害物質について、地下水の水質汚濁に係る基準（以下「地下水基準」という。）も表1.4.1-1に示すとおり定めている（規則第7条第1項及び別表第1）。

このほか、汚染の除去等の措置を選択する際に使用する土壤溶出量の程度を表す指標として、「第二溶出量基準」を表1.4.1-2に示すとおり定めている（規則第9条第1項第2号及び別表第2）。

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤、すなわち、汚染状態に関する基準に適合しない土壤のことを「基準不適合土壤」という（規則第3条第6項第1号）。

表 1.4.1-1 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—	0.02 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
第二種特定有害物質	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアソ化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアソとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
第三種特定有害物質	ふつ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下
	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
有機りん化合物	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

表 1.4.1-2 第二溶出量基準

分類	特定有害物質の種類	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.3 以下
第二種特定有害物質	ベニゼン	0.1 以下
	カドミウム及びその化合物	0.3 以下
	六価クロム化合物	1.5 以下
	シアノ化合物	1.0 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.3 以下
第三種特定有害物質	ふつ素及びその化合物	24 以下
	ほう素及びその化合物	30 以下
	シマジン	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.2 以下
	チウラム	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下
	有機りん化合物	1 以下

## 1.4.2 健康被害が生ずるおそれに関する基準

要措置区域の指定に係る基準のうち、健康被害が生ずるおそれに関する基準（法第6条第1項第2号）は、基準不適合土壤に対する人の暴露の可能性があることを要し、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていないこととしている（令第5条第1号及び第2号並びに通知の記の第4の1(3)）。

### (1) 人の暴露の可能性があること

健康被害が生ずるおそれに関する基準のうち、「人の暴露の可能性があること」の判断基準は、土壤汚染の種類（地下水を経由したリスクの観点からのものか、土壤を直接摂取するリスクの観点からのものか）により異なり、具体的には次の1)又は2)のとおりとしている（令第5条第1号）。

#### 1) 地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合

地下水経由の観点からの土壤汚染がある土地、すなわち土壤溶出量基準不適合の土壤汚染が存在する土地については、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、「人の暴露の可能性がある」と判断される（令第5条第1号イ及び通知の記の第4の1(3)①ア）。

#### ア. 周辺で地下水の飲用利用等がある場合

「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」とは、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかに該当する地点があることである（令第3条第1号イ及び規則第30条）。

- ① 地下水を人の飲用に供するために用いられる地下水の取水口（井戸のストレーナー、揚水機の取水口等）
- ② 地下水を水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用いる取水施設の取水口
- ③ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている地下水の取水口（井戸のストレーナー、揚水機の取水口等）
- ④ 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生じることが確実な公共用水域の地点

上記①～④の内容は、水質汚濁防止法第14条の3の地下水の水質の浄化に係る措置命令（以下「浄化措置命令」という。）を発する際の要件に関する、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第9条の3第2項各号に定めるものと基本的に同じである。したがって、その考え方については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成8年10月1日付け環水管第275号、環水規第319号環境事務次官通達）第2の「1 措置命令」の項を参照されたい（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

なお、浄化措置命令の場合には、水質汚濁防止法施行規則第9条の3第2項各号に定め

る地点において同項に定める浄化基準を超過する必要があるが、本法の場合には、規則第30条各号に掲げる地点が地下水汚染の拡大するおそれがあると認められる区域内に存在すれば、必ずしも地下水基準を超過している必要がないことに留意する必要がある（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

①～④のうち、①に関しては、Appendix「2. 地下水の飲用利用等の判断基準」に示すとおり、行政保有情報、近隣住民用等のための回覧板、戸別訪問等により、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域内に飲用井戸が存在しないことを都道府県知事（令第8条に規定する市にあっては市長。以下同じ）が確認し、かつ、当該区域に上水道が敷設されている場合等、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められない場合には、①に該当するものではないと判断することとしている（通知の記の第4の1(3)①ア）。

#### イ. 地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域

「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とは、特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲を指し、特定有害物質の種類により、また、その場所における地下水の流向・流速等に関する諸条件により大きく異なるものである。

地下水汚染が到達する具体的な距離については、地層等の条件により大きく異なるため、個々の事例ごとに地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づき設定されることが望ましい。それが困難な場合には、一般的な地下水の実流速の下では表1.4.2-1の一般値まで地下水汚染が到達すると考えられることから、これを参考に都道府県知事が個別の事例に応じて判断することとなる（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

また、地下水汚染が到達する可能性が高い範囲に関する距離以外の条件としては、原則として不圧地下水の主流動方向の左右それぞれ90度（全体で180度（当該地域が一定の勾配をもつこと等から地下水の主流動方向が大きく変化することがないと認められる場合には、左右それぞれ60度（全体で120度）））の範囲であること、水理基盤となる山地等及び一定条件を満たした河川等を超えないことが挙げられる（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

表1.4.2-1 地下水汚染が到達し得る一定の距離の目安

特定有害物質の種類	一般値 (m)
第一種特定有害物質	概ね 1,000
六価クロム	概ね 500
砒素、ふつ素、ほう素	概ね 250
シアノ、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質	概ね 80

特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲について、Appendix「1. 特定有害物質を含む地下水が到達し得る『一定の範囲』の考え方」に詳細を示す。

#### 2) 直接摂取の観点からの土壤汚染がある場合

直接摂取の観点からの土壤汚染がある土地、すなわち土壤含有量基準不適合の土壤汚染が存在する土地については、当該土地に人が立ち入ることができる状態となっている場合に、

「人の暴露の可能性がある」と都道府県知事が判断する（令第5条第1号ロ）。

なお、ここでいう「人が立ち入ることができる状態にある土地」には、工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地は含まれない（令第3条第1号ハ）。

## (2) 汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、要措置区域に指定されないこととしている（令第5条第2号）。

「措置が講じられている」について、要措置区域の指定基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）の場合は、法第5条第1項の調査の場合と異なり、都道府県知事が要措置区域に指定しようとする時点での措置が完了していることを要することとしている（通知の記の第4の1(3)②）。

形質変更時要届出区域については、1.7を参照されたい。

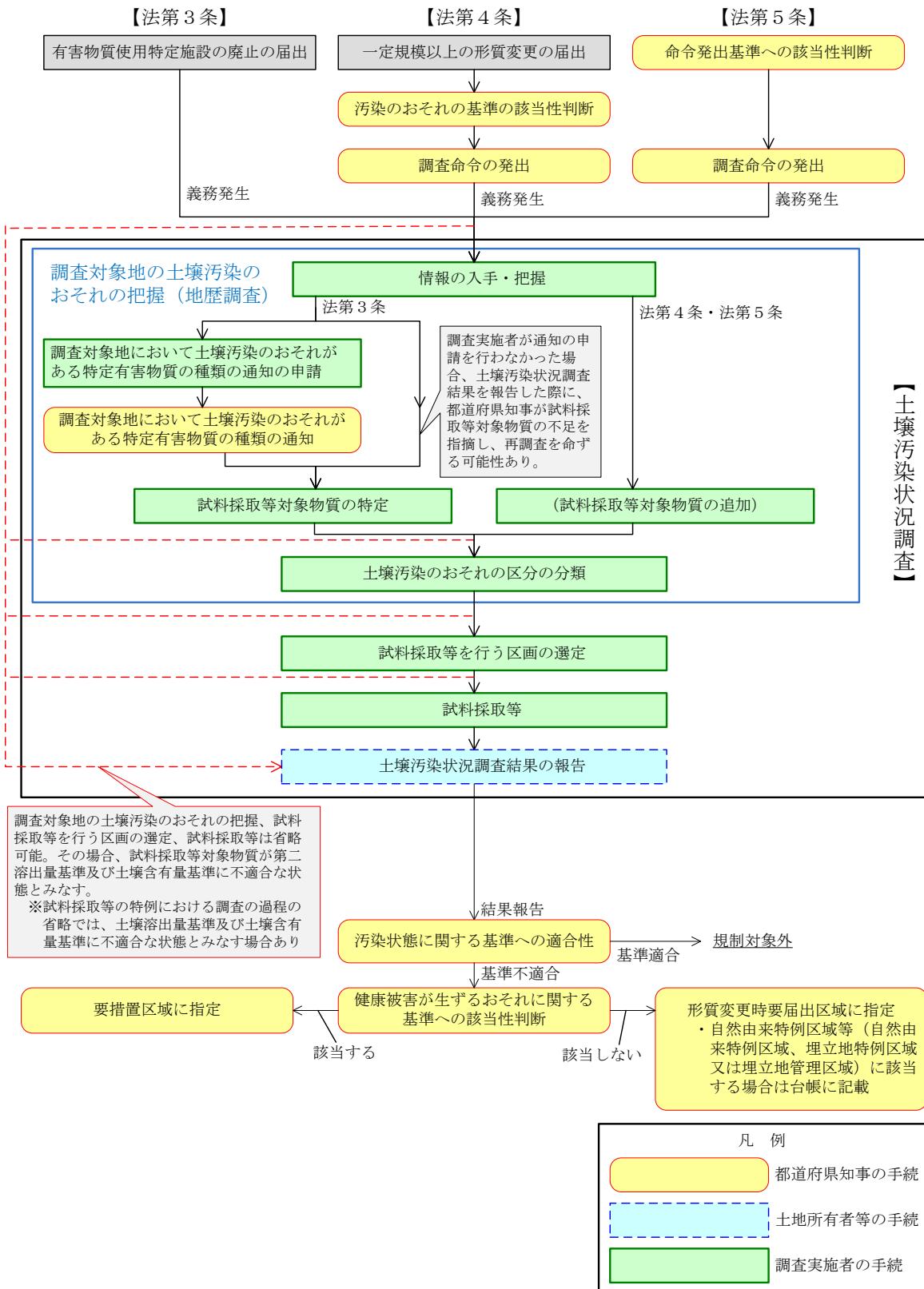
## 1.5 土壤汚染状況調査（法第3条～第5条）

土壤汚染による環境リスクの管理の前提として、土壤汚染に係る土地を的確に把握する必要がある。このため、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえて、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を行うこととしている（通知の記の第3）。

具体的には、以下の三つの場合に調査を行うこととしており、これら三つの場合に行われる土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を「土壤汚染状況調査」という（法第3条～法第5条及び通知の記の第3）。

- ① 特定有害物質を製造、使用又は処理（以下「使用等」という。）する施設の使用が廃止された場合
- ② 一定規模以上の土地の形質の変更の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合
- ③ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める場合

図1.5-1に、土壤汚染状況調査から要措置区域等の指定に至る流れを示す。



※調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等を省略した場合、省略した土壤汚染状況調査の追完(2.10 参照)を行うことができる。

図 1.5-1 土壤汚染状況調査及び要措置区域等の指定の流れ

## 1.5.1 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（法第3条第1項に基づく調査義務による調査）

### (1) 趣旨

特定有害物質を取り扱ったことのある工場・事業場については、土壤汚染の可能性が高いと考えられることから、工場・事業場としての管理がなされなくなる時点での土壤汚染状況調査を行うこととしている（通知の記の第3の1(1)）。

具体的には、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用等するもの（以下「有害物質使用特定施設」という。）の使用の廃止の時点において、土地の所有者等、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、調査を実施する義務を課している（法第3条第1項）。

なお、旧法においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質の種類を土壤汚染状況調査の対象としていたところであるが、改正法施行後は、有害物質使用特定施設の敷地である土地においては土壤汚染のおそれが相当程度あると見込まれることから、その使用の廃止を契機として調査義務を課すという旧法と同様の考え方を探りつつも、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質の種類のみならず、土壤汚染状況調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果や、特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下浸透（以下「埋設等」という。）、使用等及び貯蔵又は保管（以下「貯蔵等」という。）の履歴を踏まえ、調査の対象となる特定有害物質の種類を選定することとされた（通知の記の第3の1(1)）。

「有害物質使用特定施設」は、意図的に特定有害物質を使用等するものに限られ、特定有害物質を微量含む原材料を用いるが当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない施設等は含まれない。したがって、例えば、六価クロムを微量含む原材料を使用する生コンクリート製造用のバッチャープラント、特定有害物質が含まれる可能性がある廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ）又は下水を処理するが当該特定有害物質に着目してその処理を行うものではない廃棄物処理施設及び下水道終末処理施設については、「有害物質使用特定施設」には該当しない（通知の記の第3の1(1)）。

なお、特定有害物質を使用している試験研究機関の研究棟に設置された洗浄施設は、直接に特定有害物質を使用等するものではないが、当該研究棟で意図的に特定有害物質を使用する場合には、洗浄施設に係る排水に特定有害物質が含まれることに着目し、本法においても特定有害物質を使用等するものとして「有害物質使用特定施設」に該当することとなる点に留意されたい（通知の記の第3の1(1)）。

有害物質使用特定施設の「使用の廃止の時点」とは、当該施設の使用をやめるか、又は当該施設の使用は続けるものの当該特定有害物質の使用をやめる時点である。したがって、その時点においては、水質汚濁防止法第7条若しくは第10条又は下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の4若しくは第12条の7の規定による届出が行われるべきものである（通知の記の第3の1(1)）。

「敷地」とは、工場・事業場の区域の全体を指し、建築物が設置されていた場所に限定されない。この「敷地」についての考え方は、「建築物の敷地」と規定されている場合を除き、他の規定についても共通である（通知の記の第3の1(1)）。

なお、旧法の施行前に使用が廃止された場合には、調査の義務は発生しない（法附則第3条）。また、法第3条第1項ただし書の都道府県知事の確認を受けた場合には、土壤汚染状況調査の義務は免除されるが、法第3条第5項の規定により当該確認が取り消されることにより、改めて、当該義務が生ずることとなる（通知の記の第3の1(1)）。

有害物質使用特定施設の使用が廃止されると同時にその敷地内において $3,000\text{ m}^2$ 以上の土地の形質の変更が行われる場合及び法第3条ただし書の確認に係る土地において $3,000\text{ m}^2$ 以上の土地の形質の変更が行われる場合の取扱いについては、1.5.2(7)に示したとおりである（通知の記の第3の2(6)）。

## (2) 調査の実施主体

### 1) 土地の所有者等

土壤汚染状況調査は、土地を所有等する権原に基づき自らの土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を把握するものとして、当該土地の所有者等が実施することとしている。なお、調査の実務は、環境大臣の指定を受けた者（指定調査機関）が、土地の所有者等の依頼を受けて行うこととしている（法第3条第1項及び通知の記の第3の1(2)①）。

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し、調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当する。なお、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当する（通知の記の第3の1(2)①）。

「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合である。その例としては、所有者等が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、工場の敷地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等が考えられる（通知の記の第3の1(2)①）。

なお、この「土地の所有者等」についての考え方は、法第4条第1項、法第5条第1項、法第7条第1項等の他の規定においても共通である（通知の記の第3の1(2)①）。

### 2) 施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合の手続

#### ア. 土地の所有者等への通知

有害物質使用特定施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合には、土地の所有者等は施設の使用の廃止を知ることができないことから、旧法同様、都道府県知事が施設の使用が廃止された旨等を通知することとしている（法第3条第2項及び通知の記の第3の1(2)②ア）。

通知は、都道府県知事が施設の使用の廃止を知った際に行うこととしている。ここで、施設の使用の廃止の際の届出は、水質汚濁防止法に基づく届出は同法の都道府県知事（法の都道府県知事と同一）、下水道法に基づく届出は公共下水道管理者に対して行われる。したがって、下水道法に基づく届出に係る情報の入手について、都道府県知事は公共下水道管理者と十分な連絡を図ることとされたい（通知の記の第3の1(2)②ア）。

#### イ. 通知の相手方

都道府県知事による有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨の通知は、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等に対して行うこととしており、施設の廃止の後に土地の所有者等の移転等があったとしても、新たな土地の所有者等に対しては行わないこととしている（規則第17条）。ただし、新たな土地の所有者等が法第3条第1項の調査を行うことを、元の土地の所有者等と新たな土地の所有者等の間で合意して

いる場合には、当該新たな土地の所有者等に対して通知することとしている（通知の記の第3の1(2)②イ）。

#### ウ. 通知すべき事項

都道府県知事は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨のほか、土壤汚染状況調査の実施のために必要な情報として、当該施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該施設において使用等されていた特定有害物質の種類、法第3条第1項の報告を行うべき期限等を通知する必要がある（規則第18条及び通知の記の第3の1(2)②ウ）。

### (3) 調査結果の報告の手続

#### 1) 報告の期限

法第3条第1項の報告は、調査の義務が生じた日から起算して120日以内に行わなければならぬ。ただし、当該期間中に報告できない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事は、土地の所有者等の申請により、期限を延長することができる（規則第1条第1項）。

「調査の義務が生じた日」とは、土地の所有者等が有害物質使用特定施設の設置者である場合は施設の使用廃止日であり、設置者でない場合は(2)2アの通知を受けた日である（規則第1条第1項第1号及び第2号）。なお、(4)の法第3条第1項ただし書の都道府県知事の確認を受けた場合には、(4)4の確認の取消しの通知を受けた日となる（規則第1条第1項第3号及び通知の記の第3の1(3)①）。

「期間内に報告できない特別の事情」の例として、以下のことが考えられる（通知の記の第3の1(3)①）。

- ① 自然災害の発生や気象条件により、一定期間は調査が困難であること
- ② 土地が広大であり、調査の実施に長期間を要すること
- ③ 建築物をまもなく除却する予定であり、除却時に併せて調査に着手することが合理的であること
- ④ 調査業務についての入札や行政機関による予算支出等の手続に一定の期間を要すること

都道府県知事は、期間の延長に当たり、個々の「特別の事情」に応じ、適切に報告期限を設定する。

#### 2) 報告すべき事項

##### ア. 報告書

法第3条第1項の土壤汚染状況調査結果についての報告は、次に掲げる事項を記載した規則様式第1による報告書を、土地の所有者等が都道府県知事に提出して行う（規則第1条第2項）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- ③ 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質の種類その他の調査対

- 象地において土壤の汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準（汚染状態に関する基準）に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ④ 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
  - ⑤ 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
  - ⑥ 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（法第33条の技術管理者をいう。）の氏名及び技術管理者証（指定調査機関等省令第1条第2項第3号の技術管理者証をいう。）の交付番号

なお、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略した場合における当該省略した旨及びその理由並びに規則第58条第4項第9号に該当する区域（以下「自然由来特例区域」という。）、同項第10号に該当する区域（以下「埋立地特例区域」という。）又は同項第11号に該当する区域（以下「埋立地管理区域」という。）（以下「自然由来特例区域等」という。）に該当する土地である場合における、当該区域である旨が台帳記載事項とされたことから（規則第58条第4項第5号及び第9号～第11号）、土壤汚染状況調査の結果として、当該省略した旨及びその理由並びに自然由来特例区域等に該当すると思料される土地にあっては、その根拠を記載させることとしている。（通知の記の第3の1(3)②）。

報告書においては、調査結果の信頼性の確保のため、調査を行った指定調査機関の名称等も報告することとしている（通知の記の第3の1(3)②）。

さらに、土壤中の特定有害物質の濃度に係る調査及びその結果の証明は、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）が行う必要があることから、その名称等も報告する。なお、都道府県知事は、濃度に係る調査等を計量証明事業者が行う必要があることについて、必要に応じて指定調査機関に教示する（通知の記の第3の1(3)②）。

自然由来特例区域に該当する土地について、専ら自然由来のみで汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壤汚染、又は当該盛土部分の土壤が再移動されて盛土材料として用いられたことによる盛土部分の土壤汚染が存在し、自然由来特例区域に該当する土地である場合は、その旨を根拠として記載させる必要がある。また、改正法施行前に完了した工事による盛土部分の土壤汚染であることがその該当性の根拠の一つになっている場合は、改正法施行前に当該工事が完了したことを示す根拠資料の記載が必要である。

ここで、改正法施行前に当該工事が完了したことを示す根拠資料の記載がない場合には、改正法施行後に当該工事が完了した場合と同様に扱うこととなる。

また、専ら自然由来又は専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染と人為的原因による土壤汚染の両方があるとみなされた単位区画等、自然由来の土壤汚染があるとみなされたが自然由来特例区域に該当しない土地の区域又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染があるとみなされたが埋立地特例区域に該当しない土地の区域についても、将来、人為的原因による土壤を除去するなどして自然由来特例区域又は埋立地特例区域に該当する区域となる可能性があることから、自然由来の土壤汚染があるとみなされた事実又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染があるとみなされた事実を報告書に記載しておくことが望ましい。

## イ. 任意に行われた調査の結果の利用

「土壤汚染状況調査の結果」については、法の義務付けによらず任意に行われた調査の結果を利用して報告することもできる。ただし、その場合は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要がある（旧法施行前に行われた調査については、特例が認められる（規則第15条）。また、当該調査の実施後に使用等されていた特定有害物質の種類に係る調査結果については認められない（通知の記の第3の1(3)②）。

## ウ. 「公正に」要件の考え方

ここでいう「公正に」とは、法第36条第2項の「公正に」と同義であり、法第31条第2号及び第3号における基準（指定調査機関の指定の基準のうち調査の公正を確保するための基準）に適合する状態にある指定調査機関が行うことにより、「公正に」要件を満たすものと推定してよい。例えば、土壤汚染状況調査の業務の発注者と指定調査機関との間に会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社と同条第4号の親会社の関係が成立している場合には、「公正に」土壤汚染状況調査が行われていないものと解して差し支えない（指定調査機関等省令第2条第3項及び第4項参照、通知の記の第3の1(3)②）。

なお、この「公正に」要件の考え方は、法第4条第2項及び法第5条第1項の命令に基づく調査並びに法第14条第1項の申請に係る調査（規則第10条の2第2項の自然由来の土壤汚染地における調査の特例において、既存の調査結果を利用する場合における当該調査を含む。）についても同様である（通知の記の第3の1(3)②）。

## エ. 報告のない場合又は虚偽の報告の場合の命令

都道府県知事は、法第3条第1項の報告が行われず、又は虚偽の報告があったときは、報告又は報告内容の是正を命ずることができる（法第3条第3項）。

この命令は、相当の履行期間を定めて書面により行うものとしている（令第2条）。「相当の履行期限」は、命令後に調査に着手することとなる場合には、1)に準じ、原則として命令の日から起算して120日以内とすることが妥当である（通知の記の第3の1(3)③）。

## (4) 都道府県知事の確認による調査義務の一時的免除

### 1) 趣旨

有害物質使用特定施設の使用が廃止される場合であっても、法第3条第1項に基づく調査義務の対象となる土地が引き続き工場・事業場の用途に供される場合等、予定されている土地の利用の方法からみて、土壤汚染による人の健康被害のおそれがないときは、その状態が継続する間に限り、調査の実施を免除することとしている（法第3条第1項ただし書、第4項及び第5項並びに通知の記の第3の1(4)①）。

この場合、人の健康被害が生ずるおそれがないことについて、都道府県知事の確認を要することとしている（法第3条第1項ただし書及び通知の記の第3の1(4)①）。

### 2) 都道府県知事の確認の手続

#### ア. 確認の申請

確認の申請は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等が、確

認を受けようとする土地について、予定されている利用の方法その他、以下の事項を記載した申請書（規則様式第3による。）を提出して行う（規則第16条第1項及び通知の記の第3の1(4)②ア）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- ③ 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質の種類
- ④ 確認を受けようとする土地の場所
- ⑤ 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

#### イ. 確認の要件

都道府県知事は、申請に係る土地が、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に、人の健康被害のおそれがないことについて、確認をする（規則第16条第2項及び通知の記の第3の1(4)②イ）。

#### (ア) 引き続き工場又は事業場の敷地として利用されること

使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場が引き続き一般の人が敷地に立ち入ることのできない状態で当該土地を利用し、又は一般の人が敷地に立ち入ることのできない新たな工場・事業場の敷地として利用される場合である（規則第16条第2項第1号）。

これに該当するものとしては、例えば、以下の場合が考えられる（通知の記の第3の1(4)②イ(イ))。

- イ 引き続き同一事業者が事業場として管理する土地のすべてを、一般の者が立ち入ることのない倉庫に変更する場合
- ロ 同一敷地内において同一事業者が有害物質使用特定施設とそれ以外の施設の両方を有して事業場として管理していた場合であって、有害物質使用特定施設を廃止して更地とし、有害物質使用特定施設以外の施設で引き続き事業を行う場合
- ハ 同一敷地内において同一事業者が有害物質使用特定施設とそれ以外の施設の両方を有して事業場として管理していた場合であって、有害物質使用特定施設を廃止し、その跡地に有害物質使用特定施設又はそれ以外の施設を新設し、当該新設した施設と従前の有害物質使用特定施設以外の施設を用いて引き続き事業を行う場合
- ニ 有害物質使用特定施設を使用した事業が継続されるが、土地の占有者が変更される（名義変更のみで有害物質使用特定施設が承継される）場合
- ホ 有害物質使用特定施設を廃止し、新たな施設を設置するまでの間、更地として社内保有し、管理する場合（新たな施設の設置時期は明確であるものとする。）
- ヘ 有害物質使用特定施設を廃止し、譲渡等による土地の所有者等の変更後、新たに施設を設置し、工場・事業場としての管理がなされる場合

なお、「使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じ」であれば、「関係者以外の者が敷地に立ち入ることができる」としても確認の要件に該当する。例えば、一般の者も立ち入ることができる大学の敷地について、有害物質使用特定施設である研究施設が廃止された後に、引き続き大学の敷地として用いられる場合が該当する（通知の記の第3の1(4)②イ(イ))。

具体的には、例えば以下の場合が該当する。

- ・ A工場が有害物質使用特定施設を廃止し、引き続き当該土地の敷地全体が一般の人が立ち入れないかたちでA工場として使用される場合
- ・ A工場が工場を廃止して土地を売却し、当該土地にB工場が新設される場合（B工場の敷地に一般の人が立ち入ることができない場合に限る。）
- ・ A大学が有害物質使用特定施設を廃止し、当該土地にB工場が新設される場合（B工場の敷地に一般の人が立ち入ることができない場合に限る。）
- ・ A大学（注：大学の敷地は一般の人が立ち入る。）が有害物質使用特定施設を廃止し、引き続きA大学の敷地として使用される場合
- ・ オフィスビル（注：オフィスビルは一般の人が立ち入る。）の一角に入居していたA研究所がビルから退出する場合（オフィスビル全体を「事業場」とみなし、その建替えの際に土壤汚染状況調査を行う。）

一方、例えば以下の場合は、確認の要件に該当しない。

- ・ A工場が工場を廃止して土地を売却し、住宅地、マンション、公園、公共施設、オフィスビル、スーパーマーケット、遊園地等（以下「住宅地等」という。）として利用される場合
- ・ A工場が有害物質使用特定施設を廃止して敷地の一角を売却し、その土地が住宅地等として利用される場合

(イ) 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合

小規模な工場又は事業場において、事業用の建築物と当該工場又は事業場の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住用の建築物が同一か、又は近接して設置されており、かつ、有害物質使用特定施設が廃止され、その居住用の建築物に引き続き当該工場又は事業場の設置者が居住する場合である（規則第16条第2項第2号）。

「小規模な工場・事業場」とは、事業用の建築物が居住用の建築物と比較して著しく大きくなく、工場・事業場の敷地のごく一部に住居があるのではなくて、工場・事業場と住居が一体として設置されていると一般に認識される程度の規模の工場・事業場をいう（通知の記の第3の1(4)②イ(ロ)）。

(ウ) 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地であった土地（以下「鉱山関係の土地」という。）

鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同条ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後5年以内であるもの又は同法第39条第1項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。）である場合である（規則第16条第2項第3号）。

これらの土地については、鉱山保安法に基づき、土壤汚染による人の健康被害の防止のための措置が行われることから、法に基づく調査義務を一時的に免除することができることとしている。なお、同法に基づく措置が的確に行われていない場合には、都道府

県知事は、法第 56 条第 2 項に基づき、産業保安監督部長に対し協力を求め、又は意見を述べるなどの対応が可能である（通知の記の第 3 の 1 (4)②イ(ハ)）。

「鉱業権の消滅後 5 年以内の鉱山等」の「等」には、鉱山保安法第 39 条第 1 項の命令に基づき土壤汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものが該当する（通知の記の第 3 の 1 (4)②イ(ハ)）。

### 3) 確認後の手続

#### ア. 土地の利用方法の変更の届出

法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、当該確認に係る土地の利用の方法を変更しようとするときは、あらかじめその旨を届け出なければならない（法第 3 条第 4 項）。

法第 3 条第 4 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書（規則様式第 5 による。）を提出して行う（規則第 19 条）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 法第 3 条第 1 項ただし書の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
- ③ 利用の方法を変更しようとする土地の場所
- ④ 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法

なお、③の「土地の場所」とは、土地の範囲をいい、規則中のほかの「…の場所」も、同様の意味である（通知の記の第 3 の 1 (4)③ア）。

#### イ. 確認を受けた土地の所有者等の地位の承継

確認に係る土地について、所有権の譲渡、相続、合併等により、「土地の所有者等」に変更があったときは、新たな土地の所有者等は、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継することとしている（規則第 16 条第 3 項）。

これに伴い、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を承継届出書（規則様式第 4 による。）により都道府県知事に届け出ることとしている（規則第 16 条第 4 項）。

「確認を受けた土地の所有者等の地位」とは、調査の実施を免除されること、アにより土地の利用方法の変更の届出を行うこと、4)により確認が取り消された場合に土壤汚染状況調査及び報告を行うこと等である（通知の記の第 3 の 1 (4)③イ）。

なお、地位の承継に当たっては、土壤汚染状況調査の実施に必要な情報も引き継がれる必要があり、都道府県知事は、有害物質使用特定施設の設置状況等の情報が適切に引き継がれるよう、新旧の土地の所有者等に対し、その旨を指導する必要がある（通知の記の第 3 の 1 (4)③イ）。

### 4) 確認の取消し

都道府県知事は、3)アの土地の利用方法の変更の届出により、確認に係る土地が 2)イの確認の要件を満たさないと認めるに至ったときは、遅滞なく、当該確認を取消し、その旨をその時点における土地の所有者等に通知することとしている（法第 3 条第 5 項及び、規則第 20 条及び第 21 条並びに通知の記の第 3 の 1 (4)④）。

なお、法第 3 条第 1 項ただし書の都道府県知事の確認を受けた場合には、土壤汚染状況調

査の義務は免除されるが、法第3条第5項の規定により当該確認が取り消されることにより、改めて、当該義務が生ずることとなる（通知の記の第3の1(4)④）。

### 1.5.2 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第4条第2項に基づく調査命令による調査）

#### (1) 趣旨

土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壤の飛散、基準不適合土壤が帶水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壤の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものである。一方、旧法においては、土地の形質の変更の届出は、指定区域内の土地に限られており、指定区域外における土地の形質の変更については、何らの規制が及ぼされていなかった（通知の記の第3の2(1)）。

このため、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壤汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ぜることができることとした（法第4条第1項及び第2項並びに通知の記の第3の2(1)）。

#### (2) 調査の実施主体

調査の実施主体については、法第3条第1項の調査の場合と同様である（1.4.1(2)参照）。

#### (3) 土地の形質の変更の届出

環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の30日前までに、当該土地の形質の変更をしようとする土地の所在地等を都道府県知事に届け出なければならぬ（法第4条第1項及び通知の記の第3の2(2)）。この環境省令で定める規模は、3,000m<sup>2</sup>とした（規則第22条）。

##### 1) 届出義務の対象となる土地の形質の変更

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3,000m<sup>2</sup>以上であれば、届出が義務付けられることとしている。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、当該盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要としている。これは、法第4条第2項の趣旨が、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われればその土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行わせ、必要に応じて要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）に指定し、土地の形質の変更の規制等適切な管理を行わせることにあるためである（通知の記の第3の2(2)①）。

トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断することとなる（通知の記の第3の2(2)①）。

同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要しない。土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別

の土地の形質の変更部分の面積を合計して 3,000 m<sup>2</sup>以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい（通知の記の第 3 の 2 (2) ①）。

当該届出は、3)の届出義務者が自らその義務の発生を自覚し、行うべきものである。しかしながら、土地計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可担当部局、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく工事許可担当部局等が情報を有している場合があることから、都道府県知事は、必要に応じ、これらの部局との連携をとり、当該届出義務の履行の確保を図るよう努める（通知の記の第 3 の 2 (2) ①）。

## 2) 土地の形質の変更の届出を要しない行為

環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更であっても、軽易な行為その他の行為であって環境省令で定めるもの、及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為は届け出なくてもよい（法第 4 条第 1 項ただし書及び通知の記の第 3 の 2 (2) ①）。

### ア. 軽易な行為その他の行為

環境省令で定める「軽易な行為その他の行為」は、次のとおりである（規則第 25 条）。

- ① 次のいずれにも該当しない行為
  - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
  - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
  - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 cm 以上であること
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、①、イに該当しないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、①、イに該当しないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

これらの行為は、土壤汚染が存在するとしても拡散するおそれが小さいことから、適用除外としている（通知の記の第 3 の 2 (2) ①ア）。

このうち、①ロの「土壌の飛散又は流出」とは、土地の形質の変更を行う場所からの土壌の飛散又は流出をいう（通知の記の第 3 の 2 (2) ①ア）。

①ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 cm 以上であること」については、土地の形質の変更に係る部分の最も深い部分が地表から深さ 50 cm 以上であれば、適用除外とはならない（通知の記の第 3 の 2 (2) ①ア）。

また、②の「農業を営むために通常行われる行為」とは、農地等（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地及び採草放牧地をいう。）において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫等を想定している。なお、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは、当該行為に該当しない（通知の記の第 3 の 2 (2) ①ア）。

- ① ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 cm であること」について、土地の形質の変更に係る部分の中に 1ヶ所でも地表から深さ 50 cm 以上掘削する場所があれば、該当するとしている。
- ② ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 cm であること」について、例えば道路が 60 cm の路盤（構造物）で覆われている場合において、その路盤をはがす行為は、

50 cm以上掘削することになるので、該当する。

- ③ 最初に盛土を行い、それと一体の工事の中で、さらに、土壤掘削を当該盛土範囲内的一部で行うといった場合には、盛土を行う前の地表からの深さが土地の形質の変更に係る部分の深さということになる。

#### イ. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外とした（法第4条第1項第2号及び通知の記の第3の2(2)①イ）。

#### 3) 届出義務者

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる（通知の記の第3の2(2)②）。

#### 4) 届出書及び添付書類・図面

法第4条1項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書（規則様式第6による。）を提出して行う（規則第23条第1項及び第24条）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- ③ 土地の形質の変更の規模

また、この届出には、次に掲げる書類及び図面の添付が必要である（規則第23条第2項）。

- ④ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面
- ⑤ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

これらのうち、④の「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」とは、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する（通知の記の第3の2(2)③）。

また、⑤については、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類（所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し）が想定される（通知の記の第3の2(2)③）。

#### 5) 届出義務の履行期限

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行わなければならない（法第4条第1項）。ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含まない（通知の記の第3の2(2)④）。

#### (4) 調査の対象となる土地

前述のとおり、盛土は、それが行われる土地が汚染されていたとしても、これにより当該土地の汚染を新たに拡散させるリスクがない。このことから、法第4条第2項の調査の命令の対象となる土地は、法第4条第1項の届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうち、いわゆる掘削部分であって、同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地であることとしている（通知の記の第3の2(3)）。

##### 1) 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準

「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準」は、以下のいずれかに該当することとしている（規則第26条第1号～第5号）。

土地の形質の変更をしようとする者が、当該土地がこの基準に該当するかどうかを照会した場合、都道府県知事は、法第61条第1項の規定により、特定有害物質による汚染の状況に関する情報を提供することが望ましい（通知の記の第3の2(3)）。

- ① 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地（規則第26条第1号及び通知の記の第3の2(3)①）
  - ・ 土壌の特定有害物質による汚染の状況を調査した結果、規則が定める測定方法によりその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明した土地の区域をいう（通知の記の第3の2の(3)①）。
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地（規則第26条第2号及び通知の記の第3の2(3)②）
  - ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等があったことを客観的に示す行政手続の例については、「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例について」（平成22年3月30日付け環境省水・大気環境局土壤環境課事務連絡）により示されている（通知の記の第3の2の(3)②）。
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地、又は敷地であった土地（規則第26条第3号及び通知の記の第3の2(3)③）
  - ・ 「製造し、使用し、又は処理する」は、法第3条第1項の「製造し、使用し、又は処理する」と同様の意味であるが、これにより③に該当しないこととされた土地であっても、②又は④に該当する土地である可能性がある（通知の記の第3の2(3)③）。
  - ・ 特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設及びそれを設置している建物、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設、特定有害物質を使用等する作業場等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する（通知の記の第3の2(3)③）。
  - ・ なお、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用があつたことを客観的に示す行政手続の例については、②の事務連絡により示されている。
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であった土地（規則第26条第4号及び通知の記の第3の2(3)④）
  - ・ 特定有害物質の保管倉庫等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する。なお、ここでいう「貯蔵」又は「保管」は、容器により密閉した状態のままでなされる貯蔵又

は保管を含めず、その場で開封して、特定有害物質を含む内容物の出し入れを行うことが前提となる貯蔵又は保管が該当する。具体的には、ガソリンスタンド等の敷地である土地又は敷地であった土地が想定される（通知の記の第3の2(3)(4)）。また、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をタンク、ドラム管その他の容器に入れて屋外にこれを置く方法により行われる貯蔵又は保管は、密閉したままで行われるものであっても、ここにいう「貯蔵」、「保管」に該当するものと解することとしている（通知の記の第3の2(3)(4)）。

- ・ 特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置であって、環境大臣が定めるものについては、今後の知見の集積を踏まえ、定めることとなっている（通知の記の第3の2(3)(4)）。
- ⑤ ②から④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地（規則第26条第5号及び通知の記の第3の2(3)(5)）
  - ・ 例えば、鉱山の敷地であった土地であって、鉱業権の消滅後5年を経過し、かつ鉱山保安法第39条第1項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がなされていないものが該当する（通知の記の第3の2(3)(5)）。
  - ・ 人為的原因を確認することができない土壤汚染であって、地質的に同質な状態で広く存在する土壤汚染地（第二種特定有害物質に係るものに限る。）については、専らいわゆる自然由来の土壤汚染であると考えられるところ、実際に測定を行ってその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないことが判明したものであれば①に該当することとなるが、当該測定によりその汚染状態が判明した土地の区域の近傍の土地等は、⑤に該当すると解することが可能であると考えられる。なお、「近傍の土地等」の該当性判断については、「自然的原因による土壤汚染に係る法第4条第2項の調査命令発動要件について」（平成23年2月25日付け環水大土発第110225001号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知。）により、別途通知されている（通知の記の第3の2(3)(5)）。

ここで、盛土部分の土壤については、実際に測定を行ってその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないことが判明したものであれば①に該当することとなるが、自然由来の汚染があることが判明した地層の土壤が盛土材料として使用された土地は、⑤に該当すると解することが可能であると考えられる。また、同様に、当該測定により自然由来で汚染されていることが判明した盛土部分の土壤について、当該土壤の掘削された地層が分布する掘削地点の近傍の土地等も、⑤に該当すると解することが可能であると考えられる。

これら①～⑤の基準への該当性は、都道府県知事が可能な範囲で特定有害物質に関する公的届出資料等行政保有情報を収集することやそれまでに保有する過去の自主調査の結果に基づいて判断する。

法第4条調査における調査対象地の考え方を以下に示す。

- ・ 盛土範囲（盛土する範囲）と土壤掘削範囲（土壤掘削する範囲）がそれぞれ存在する場合、調査対象地は土壤掘削範囲のうち、都道府県知事が特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認めた土地の場所となる（図1.5.2-1(1)）。
- ・ 盛土範囲の一部で一連の工事として盛土前の地表面よりも深部まで土壤を掘削する場合、調査対象地は盛土前の地表面よりも深部まで土壤を掘削する範囲のうち、都

道府県知事が特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認めた土地の場所となる（図1.5.2-1(2)）。

- トンネル等の地下開削の場合、調査対象地は、開削部分（開削する部分）を平面図に投影した範囲の土地のうち、都道府県知事が特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認めた土地の場所となる。地下掘削における開削部分としては、坑口、立坑及び人坑等の掘削部、開削トンネル等が考えられる（図1.5.2-2(1)、(2)）。

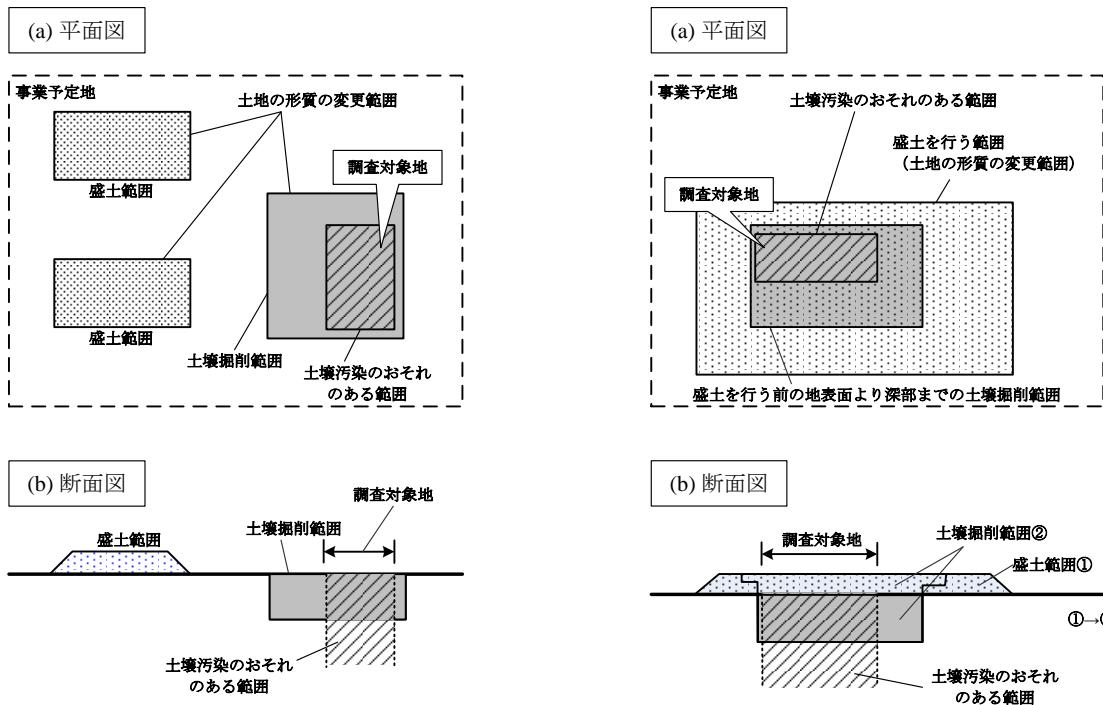
なお、「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準」への該当性は、土壤の掘削部分の範囲の土壤のみについて判断するものではなく、掘削部分よりも深部の土壤も含めて判断する必要がある。そのため、特定有害物質により汚染されているおそれのある土壤の分布する深さより浅いところまでしか土壤を掘削しない場合であっても、土壤掘削範囲よりも深部で特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認められた場合には、法第4条第2項の調査の命令の対象となる（図1.5.2-3）。

## 2) 自然由来の土壤汚染に係る法第4条第2項の調査命令発動要件

「自然的原因による土壤汚染に係る法第4条第2項の調査命令発動要件について」（平成23年2月25日付け環水大土発第110225001号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知。）では、法第4条第2項の調査命令の発動に当たって、現時点において都道府県及び政令市が参考とすべき事項を次のとおりまとめており、都道府県知事及び政令市は次の事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたいとしている。この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えている。

### ア. 規則第26条第5号の該当性判断について

- ① 自然由来の土壤汚染が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層がある土地（ただし、調査対象地について、当該地層が地表から深さ10m程度までに位置している場合に限る。）
  - 「地質的な連続性」とは、既存の文献や過去の調査結果等により、原則土質（ただし、土壤の年代等の地質的要素が判明している場合にあっては当該要素を加味することが望ましい。）が同じである層が連続してつながっていることを推定し得る場合が該当するものと考えられる。
  - 例えば、ある敷地Aにおいて3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を予定しており、当該土地が次のいずれにも該当する場合には、当該敷地Aのうち掘削部分は、「近傍の土地等」に該当すると考えられる。
    - イ 敷地Aから離れた地点Bにおいて、土壤の試料採取及び測定を実施し、ある深度まで第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）について土壤溶出量基準不適合であり、当該汚染は自然由来のものと推定し得る。
    - ロ 敷地Aにおいて、過去の調査等（既存の文献、敷地Aの周辺における既存のボーリング調査結果等）により、敷地Aと地点Bのある土地では、地表から深さ10m程度までにおいて、地質が同じである層が連続してつながっていると推定し得る。



- (1) 盛土範囲と土壤掘削範囲がそれぞれ別に存在する場合
- (2) 盛土を実施し、その範囲の一部で土壤を掘削する場合

図 1.5.2-1 法第4条調査における土地の形質の変更の範囲と調査対象地

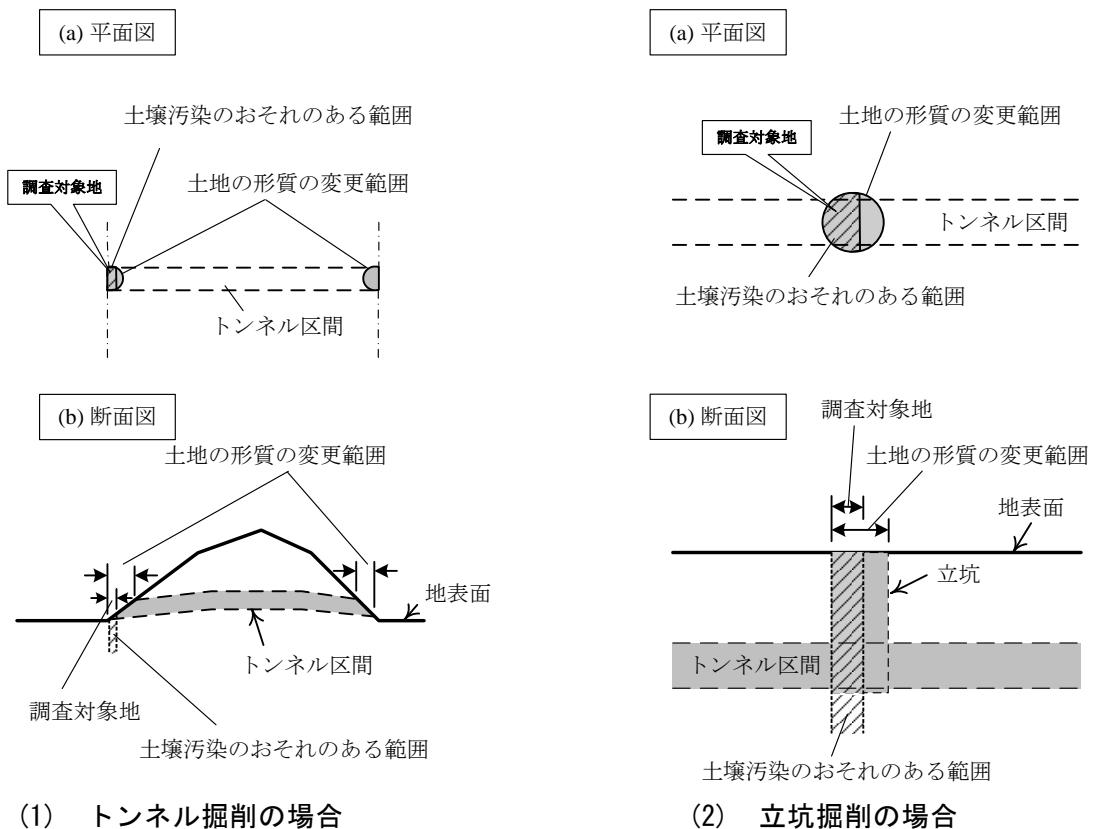


図 1.5.2-2 法第4条調査における土地の形質の変更の範囲と調査対象地（開削工事の場合）

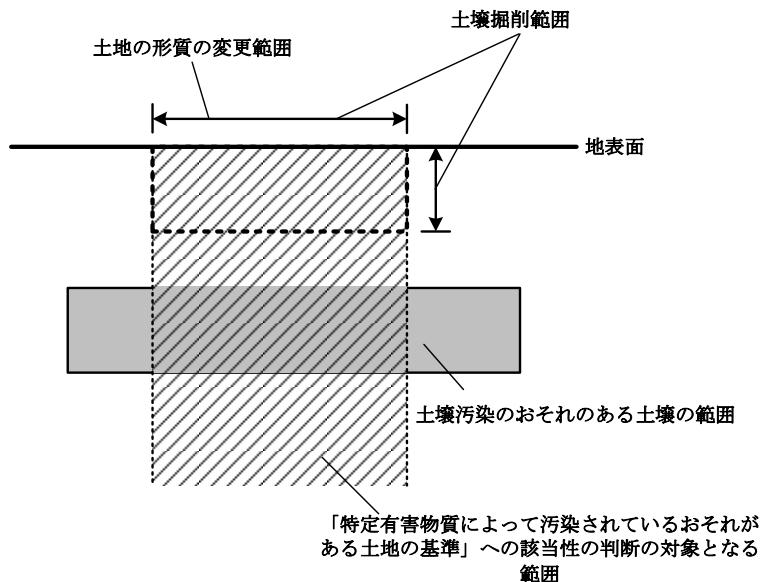


図 1.5.2-3 「特定有害物質によって汚染されている土地の基準」への該当性の判断の対象範囲の考え方

- ② 敷地内の汚染の広がりを把握できる複数地点（例えば、最も離れた 2 地点）のボーリングによる土壤の試料採取等の結果、Appendix 「3. 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法及びその解説」に照らして、自然由来の土壤汚染が認められると推定し得る場合における当該敷地のすべての土地
  - ・ 例えば、ある敷地において  $3,000 \text{ m}^2$  以上の土地の形質の変更を予定しており、当該地の最も離れた 2 地点における土壤の試料採取及び測定の結果、第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）について自然由来の土壤溶出量基準不適合であると推定し得る場合には、自然由来の土壤汚染は通常一定の広がりをもって分布していることから、当該敷地のうち掘削部分は、「近傍の土地等」に該当すると考えられる。

#### イ. その他

- ・ アの①及び②の判断に当たって必要な情報については、引き続き法第 61 条第 1 項に基づき、必要に応じ、関係部局等と連携を図ることにより、収集し、整理し、保存し、及び適切に提供することとされたい。
- ・ また、法第 4 条第 2 項の命令発出前であれば、当該命令の対象となる土地について法第 14 条第 1 項の指定の申請を行うことは可能であることから、必要に応じ法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更をしようとする者に対しその旨を教示することとされたい。

この通知に基づくと、自然由来の土壤汚染が判明した地層の土壤が盛土材料として用いられている土地、又は当該地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層の土壤が盛土材料として用いられている土地である場合には、規則第 26 条第 5 号に該当するものと考えられる。

このような土地について、規則第 26 条第 5 号に該当する場合の専ら自然由来の土壤汚染に係る法第 4 条第 2 項の調査命令の発動に当たっては、次の条件のいずれかへの該当性を参考

にする必要がある。

- ・ 改正法施行前（平成 22 年 3 月 31 日以前）に完了した工事により盛土された部分の土壤（公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。）
- ・ 改正法施工後（平成 22 年 4 月 1 日以降）に完了した工事により盛土された土壤であり、かつ、当該土壤を掘削した地層と同質な状態でつながっている地層が当該土地の深さ 10m 以浅に分布している場合であって、自然由来で汚染された土壤の掘削と当該土壤による盛土が当時の同一事業で行われたもの、又は、自然由来で汚染された土壤が掘削された土地と当該土壤で盛土された土地の間の距離が 900m 以上離れていないもの（公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。）

これら二つの条件のいずれにも該当しない場合には、自然由来の土壤汚染ではなく、人為的原因（水面埋立て用材料由来を含む。）による土壤汚染に係る法第 4 条第 2 項の調査命令の発動を考えることになる。

また、盛土部分の土壤において自然由来の土壤汚染が判明している場合であって、当該土壤を掘削した地層又は当該地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層が存在している土地である場合には、当該地層について規則第 26 条第 5 号に該当するものと考えられる。

## (5) 命令の手続

法第 4 条第 2 項の調査命令は、次に掲げる事項を記載した書面により、当該土地の所有者等に對して行う（規則第 27 条第 1 号及び第 2 号）。

- ① 調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- ② 報告を行うべき期限

都道府県知事は、土地の所有者等の義務が必要以上に過重なものとならないよう、土壤及び地下水の調査結果、地歴調査の実施に有用な情報を有する場合には、土地の所有者等に通知することが望ましい（通知の記の第 3 の 2 (4)）。

調査の対象となる土地の場所は(3)にあるとおり、法第 4 条第 1 項の届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうち、いわゆる掘削部分であって、同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地の場所である（通知の記の第 3 の 2 (4)）。

調査の対象となる特定有害物質の種類については、調査の対象となる土地の場所における(3)①～⑤の基準からみて土壤汚染のおそれがあると考えられる特定有害物質の種類である（通知の記の第 3 の 2 (4)）。

都道府県知事は、当該基準に該当しているとして命令を発出するに当たって、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透したことや、特定有害物質の使用等があったことの期間や時期、含まれていた量を踏まえ、当該土地が特定有害物質によって汚染されていることの蓋然性を判断した上で、当該命令の発出の當否を判断する（通知の記の第 3 の 2 (4)）。

命令の発出は、当該土地の形質の変更が着手された後では汚染の拡散のリスクが生じることから、着手予定日以前に行う必要があるが、都道府県知事は、被命令者に配慮し、命令発出の當否を速やかに判断することが望ましい。また、土地の形質の変更が行われることにより、土壤汚染

状況調査の適正な実施に支障が生じ、命令を履行することができなくなる可能性があることから、土壤汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、都道府県知事は土地の形質の変更を行うことのないよう指導する（通知の記の第3の2(4)）。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について調査命令を行う場合には、都道府県知事は、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努める（通知の記の第3の2(4)）。

この命令は不利益処分であることから、都道府県知事は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、命令を行うこととした理由を示すとともに、聴聞又は弁明の機会の付与を行って命令の内容について異議を主張する機会を与え、その者の意見や事情を十分に考慮することが必要である。また、命令については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、都道府県知事に対して異議申立てができることに留意する必要がある（通知の記の第3の2(4)）。

なお、都道府県知事は、調査の命令を行うに当たり、被命令者に対する風評被害、事業活動への著しい支障や必要最低限の日常生活への支障を極力回避するよう配慮する必要がある（通知の記の第3の2(4)）。

## (6) 調査結果の報告の手続

### 1) 報告の期限

調査報告期限については、調査の障害となる構造物のない更地の場合は、命令から120日程度を目安とし、土地の所有者等の事情その他の調査に要する期間に影響を与える状況等を勘案し、都道府県知事が設定する。なお、調査業務についての入札や行政機関による予算支出等の手続に一定の期間を要すること、緊急事態等のため早急に調査を行うことが困難であることも、勘案すべき状況に含まれる（通知の記の第3の2(4)）。

### 2) 報告すべき事項

法第4条第2項の土壤汚染状況調査結果についての報告は、法第3条第1項の土壤汚染状況調査の場合と同様に行う（1.5.1(3)、2) 参照）。

## (7) 法第3条第1項の調査との関係

有害物質使用特定施設の使用が廃止されると同時にその敷地内において $3,000\text{ m}^2$ 以上の土地の形質の変更が行われる場合には、法第3条第1項の調査義務と法第4条第1項の届出義務が生ずるとともに、法第4条第2項の調査命令を発出することができる基準に該当するものと考えられるが、法第3条第1項の調査義務が履行されるならば、あえて、法第4条第2項の命令を発出する必要はない（通知の記の第3の2(6)）。

また、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地において $3,000\text{ m}^2$ 以上の土地の形質の変更が行われる場合には、当該確認により同項の調査義務が一時的に免除されていることにかかわりなく、法第4条第2項の命令の発出の当否が検討されるべきである（通知の記の第3の2(6)）。

### 1.5.3 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条第1項に基づく調査命令による調査）

#### (1) 趣旨

土壤汚染が存在する蓋然性が高い土地であって、かつ、汚染があるとすればそれが人に摂取される可能性がある土地については、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることから、土壤汚

染の状況を調査し、汚染の除去等の措置を実施する必要性が高い（通知の記の第3の3(1)）。

したがって、都道府県知事は、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地があるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、土地の所有者等に対し土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができる（法第5条第1項及び通知の記の第3の3(1)）。

## (2) 調査の対象となる土地の基準

調査の命令の対象となる土地は、当該土地において土壤汚染が存在する蓋然性が相当程度高く、かつ、基準不適合土壤に対する人の暴露の可能性があることを要することとしている（令第3条第1号及び通知の記の第3の3(2)）。

また、既に汚染の除去等の措置が講じられている土地、鉱山の敷地等については調査の命令の対象とならないこととしている（令第3条第2項及び通知の記の第3の3(2)）。

ある土地がこの基準に該当するかどうかその他の調査の命令に係る都道府県知事の判断の基礎となる情報については、必要に応じ都道府県知事が情報提供を行うことが望ましく、土地の所有者等その他の情報を必要とする者がいる場合には、都道府県知事は、その求めに応じて速やかに、当該基準に該当するかどうか及びその理由並びに当該基準に該当する場合は調査の対象となる土地の場所、特定有害物質の種類及びそれらの理由を回答することが望ましい（通知の記の第3の3(2)）。

### 1) 土壤汚染の蓋然性が高く、かつ、人の暴露の可能性があること

法第5条第1項の政令で定める「土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準」は、以下に掲げる事項のいずれにも該当することとされている（令第3条第1号及び第2号）。

#### ① 次のいずれかに該当すること（令第3条第1号）

- イ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないことが明らかであり、当該土壤汚染に起因して現に地下水基準を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生じることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること
- ロ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないおそれがあり、当該土壤汚染に起因して現に地下水基準を超える地下水の水質の汚濁が認められる場合で、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令に定める要件に該当すること
- ハ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人の立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。）であること

#### ② 次のいずれにも該当しないこと（令第3条第2号）

- イ 法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていること
- ロ 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地、又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地

「土壤汚染の蓋然性が高い」とは、原則として、その土地で土壤汚染が明らかとなっているか、又は近隣で地下水汚染若しくは土壤汚染が明らかとなり、かつ、汚染状況や土地の履歴等からみて当該近隣の汚染の原因がその土地にあると認められる場合が該当する（通知の記の第

3の3(2)①)。

例えば、単に有害物質使用特定施設が設置されていた土地であること等の土地の履歴のみをもって、「土壤汚染の蓋然性が高い」と判断されることはない（通知の記の第3の3(2)①）。

なお、土地の履歴については、都市計画法に基づく開発許可担当部局又は宅地造成等規制法に基づく工事許可担当部局が情報を有している場合があることから、都道府県知事は、必要に応じ、これらの部局との連携をとることが必要である。また、土地の履歴から土壤汚染のおそれを判断するに当たっては、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2の規定に基づく定期点検等の法定点検が行われ、土壤汚染の発生の防止が図られている場合には、当該定期点検の結果等を必要に応じて考慮に入れて判断することが必要である（通知の記の第3の3(2)①）。

また、廃棄物最終処分場の跡地が埋立等の終了の後も引き続き一般環境から区別されている場合等であれば、それが適切に管理されている限りにおいて、特定有害物質を含んでいたとしても、人が摂取する可能性はないと考えられることから、調査の命令とはならない。なお、非鉄製錬業や鉄鋼業の製錬・製鋼プロセスで副生成物として得られるスラグ等や石炭火力発電に伴い排出される石炭灰等が土木用・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺土壤と区別して用いられている場合は、そもそも土壤とはみなされない（通知の記の第3の3(2)①）。

「人の暴露の可能性がある」の判断基準は、土壤汚染の種類（地下水を経由した摂取によるリスクの観点からのものか、土壤を直接摂取するリスクの観点のものか）及び蓋然性ごとに異なり、具体的には次のア～ウのとおりである。

#### ア. 地下水経由の観点からの土壤汚染が明らかな場合

##### (ア) 考え方

地下水経由の観点からの土壤汚染が明らかになっている土地については、当該土壤汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であり、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号イ）。

「地下水経由の観点からの土壤汚染」とは、土壤溶出量基準に適合しない土壤汚染である（令第3条第1号イ及び規則第28条第1項）。

「土壤汚染が明らか」とは、事業者等による調査結果において土壤汚染が判明し、当該結果が都道府県知事に報告された場合等が該当するものであり、種々の不確かな情報のみをもって「土壤汚染が明らか」とは判断できない（通知の記の第3の3(2)①ア(イ)）。

「地下水汚染」とは、地下水が地下水基準に適合しないことである（規則第29条）。

「現に地下水汚染が生じ」とは、都道府県による地下水の常時監視等の結果において地下水汚染が判明している場合である（通知の記の第3の3(2)①ア(イ)）。

「地下水汚染が生ずることが確実であると認められ」とは、原則として、都道府県が行う定期的な地下水モニタリング（測定回数は3回以上、期間は2年以上）の結果、濃度レベルが増加傾向にあり、このまま一様に増加するとすれば次回のモニタリングの機会には地下水基準に適合しなくなると考えられる場合である。なお、直近のモニタリング結果における濃度レベルの目安は、地下水基準の概ね0.9倍程度を超過していることであり、これを参考に判断する（通知の記の第3の3(2)①ア(イ)）。

##### (イ) 周辺の地下水の利用状況等に係る要件

(ア)の「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」とは、1.4.2(1)1)アに示したとおりである（規則第30条及び通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

#### イ. 地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合

地下水経由の観点からの土壤汚染のおそれがある土地については、当該土壤汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、調査の命令となる（令第3条第1号ロ及び通知の記の第3の3(2)①イ）。

「地下水経由の観点からの土壤汚染」、「現に地下水汚染が生じ」及び「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、アと同じである（通知の記の第3の3(2)①イ）。

「土壤汚染のおそれがある土地」については、都道府県において地下水の調査等を行い、地下水の流動や土地の履歴等からみて当該地下水汚染の原因と推定される土壤汚染の存在する蓋然性の高い土地が該当するものである（通知の記の第3の3(2)①イ）。

#### ウ. 直接摂取の観点からの土壤汚染がある場合

直接摂取の観点からの土壤汚染が明らかか、又はそのおそれがある土地については、当該土地が人の立ち入ることができる状態となっている場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号ハ）。

「直接摂取の観点からの土壤汚染」とは、1.4.2(1)2)に示したとおりである（規則第28条第2項及び通知の記の第3の3(2)①ウ）。

「土壤汚染が明らか」については、土壤汚染の基準の観点が異なるほかは、ア(ア)と同様である。なお、令においては、「土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず」と規定されている。

「土壤汚染のおそれがある土地」について、隣地で土壤汚染が判明し、かつ、当該土地と隣地とが工場の一連の敷地であり、又は土壤汚染の状況からみて隣地と連続する土壤汚染が存在することが明白であるなど、土壤汚染の存在する蓋然性が高い土地が該当するものである（通知の記の第3の3(2)①ウ）。

「当該土地が人が立ち入ることができる状態」には、火山の火口内等の特殊な土地や、関係者以外の者の立入りを制限している工場・事業場の敷地以外の土地のすべてが該当することとなる（通知の記の第3の3(2)①ウ）。

土壤汚染の蓋然性が相当程度に高いということについて、具体的には、以下のような場合が該当する。

- ・ 既に行われた土壤汚染の調査の結果において、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土壤汚染の存在が確認されている場合
- ・ 隣接する土地で土壤汚染の存在が確認され、かつ、その隣接する土地との境界部分における汚染状況からみて当該隣接する土地の土壤汚染の原因となる特定有害物質による土壤汚染がその土地にあることが確実である場合
- ・ 地下水の下流側にある近隣の土地で地下水汚染の存在が確認され、かつ、当該近隣の土地からみて地下水の上流側ではその土地にしか当該地下水汚染の原因となる特定有害物質を使用等した履歴がない場合
- ・ 隣接する土地のうち、地下水の下流側では地下水汚染の存在が確認され、上流側では地下水汚染がないことが確認された場合

## 2) 調査の命令の対象とならない土地でないこと

### ア. 汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、調査の命令の対象とならないこととしている（令第3条第2号イ）。

例えば、地面が適切に舗装又は覆土されている土地は、地下水を経由した健康被害のある場合を除き、調査の命令の対象とならないこととなる（通知の記の第3の3(2)②ア）。

「措置が講じられている」とは、措置を自主的に行った場合のほか、措置としてではなく行った行為により結果的に法第7条第6項の技術的基準に適合することとなった場合を含む（通知の記の第3の3(2)②ア）。

また、措置の実施中や計画中の場合も含まれるが、これは、調査命令の必要性を判断する端緒となった時点で実施中又は計画中であることを要し、例えば、調査命令が発出される可能性があることを知った後に措置を実施又は計画した場合は含まれない（通知の記の第3の3(2)②ア）。

なお、旧法施行前に自主的に行われた措置については、都道府県と協議の上、「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針について」（平成11年1月29日付け環水企第29号・環水土第11号環境庁水質保全局長通知。以下「調査・対策指針」という。）に則って講じたものであれば、基本的に、法第7条第6項の技術的基準に適合するものと認められる。

また、法第7条第6項の技術的基準においては、一定の基準に従い廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、港湾管理者が管理するものについては、措置が講じられているとみなす旨の規定（規則第41条）があるため、調査命令の対象とならない（通知の記の第3の3(2)②ア）。

さらに、鉱山保安法第39条第1項の命令を受け、土壤汚染による鉱害を防止するための必要な設備が講じられている土地についても、法第7条第6項の技術的基準に適合する措置が講じられていると考えることができ、調査の命令の対象とはならない（通知の記の第3の3(2)②ア）。

### イ. 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地等でないこと

操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地については、調査の命令の対象とはならないこととしている（令第3条第2号ロ）。

調査の対象とならないことについての考え方、「鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等」の「等」の内容については、法第3条調査に関する1.5.1(4)2イ(ウ)と同様である（通知の記の第3の3(2)②イ）。

なお、このような土地について、鉱業の実施以外の理由により土壤汚染が生じている場合には、当該土壤汚染の調査が鉱山保安法に基づき行われることはないから、調査の命令の対象となるものである（通知の記の第3の3(2)②イ）。

## (3) 命令の手続

法第5条第1項の調査命令は、都道府県知事が、次に掲げる事項を記載した書面により、当該土地の所有者等に対して行う（令第4条第1項）。

- ① 調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類
- ② 報告を行うべき期限

なお、調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類については、当該土地若しくはその周辺の土地の土壤又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するために必要な限度において定めるものとしている（令第4条第2項）。

また、土地の所有者等の義務が必要以上に過重なものにならないよう、都道府県知事は、土壤及び地下水の調査結果、地歴調査の実施に有用な情報を有する場合には、土地の所有者等に通知する（通知の記の第3の3(3)）。

調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類については、「土壤汚染が明らか」な場合には、土壤汚染が判明している区域を対象に、その疑いのある特定有害物質についてのみ命令が行える。また、「土壤汚染のおそれがある」場合には、土壤汚染の蓋然性が相当高い区域として一定の根拠を示し得る程度に絞り込まれた区域を対象に、その疑いがある特定有害物質についてのみ命令が行える（通知の記の第3の3(3)）。

行政手続法及び行政不服審査法の適用については、法第4条第2項の調査の命令と同等であり、1.5.2(5)を参照されたい（通知の記の第3の3(3)）。

また、都道府県知事は、調査の命令を行うに当たっては、1.5.2(5)と同様、被命令者に対する風評被害、事業活動への著しい支障や必要最低限の日常生活への支障を極力回避するよう配慮する必要がある（通知の記の第3の3(3)）。

#### (4) 調査結果の報告の手続

##### 1) 報告の期限

調査報告期限については、法第4条第2項の調査の命令の場合と同様である（1.5.2(6)1）参照。通知の記の第3の3(3)。

##### 2) 報告すべき事項

法第5条第1項の土壤汚染状況調査についての報告は、法第3条第1項の土壤汚染状況調査の場合と同様に行う（1.5.1(3)2）参照）。

#### (5) 都道府県知事による調査の実施等

都道府県知事は、過失がなく調査を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができるとしている（法第5条第2項）。

「調査を命ずべき者を確知することができず」とは、調査の命令を発出すべき土地について、所有権の帰属に争いがあるために土地の所有者等を確定できないといった特殊な場合のみが該当するものである（通知の記の第3の3(4)）。

したがって、調査の命令を受けた土地の所有者等が調査を実施しない場合であって、必要なときには、この規定により都道府県が調査を行うのではなく、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく代執行を行うべきものである（通知の記の第3の3(4)）。

「その者の負担」とは、土地の所有者等の負担を意味する（通知の記の第3の3(4)）。

## 1.6 要措置区域（法第6条～第10条）

### 1.6.1 要措置区域の指定等

#### (1) 要措置区域の指定

法第3条、法第4条又は法第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果、要措置区域の指定に係る基準のうち汚染状態に関する基準に適合しないと判断され、かつ、要措置区域の指定に係る基準のうち健康被害が生ずるおそれに関する基準（1.4参照）に該当する土地であると都道府県知事が認める場合、都道府県知事は、当該土地の区域を、当該土壤汚染による人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として指定する（法第6条第1項、令第5条並びに規則第31条第1項及び第2項）。

- ・ 要措置区域の指定は、汚染状態に関する基準に適合しないと判断された特定有害物質の種類ごと、土壤溶出量及び土壤含有量の項目ごとに行う。
- ・ 措置として地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられた場合には、継続的な管理やモニタリングが必要であることから、要措置区域の指定は解除されない。
- ・ 地下水の水質の測定及び地下水汚染の拡大の防止ではなく、かつ、土壤汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）以外の措置が行われた後の土地は、要措置区域の指定が解除され、形質変更時要届出区域として指定される。
- ・ 土壤汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）が行われた後の土地は、要措置区域の指定が解除され、形質変更時要届出区域の指定を受けることもない。

#### (2) 要措置区域の指定の公示

都道府県知事は、要措置区域の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示する（法第6条第2項）。

公示は、以下に掲げる事項を明示して、都道府県又は政令市（令第8条で規定）の公報に掲載して行う（規則第32条及び通知の記の第4の1(4)）。

- ① 当該指定をする旨
- ② 当該要措置区域
- ③ 当該要措置区域において汚染状態に関する基準に適合していない特定有害物質の種類
- ④ 当該要措置区域において講すべき指示措置

なお、上記②の当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとされている（規則第32条第1号～第3号及び通知の記の第4の1(4)）。

- ① 市町村（特別区を含む）、大字、字、小字及び地番
- ② 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- ③ 平面図

これについては、①を基本とし、地番が不明確である場合は②による。また、一の地番の土地の一部を指定する場合には、①により「…の地番の一部」と記載し、又は③により平面図を用いて明示することとなる（通知の記の第4の1(4)）。

### (3) 要措置区域の指定の解除

要措置区域について、都道府県知事は、汚染の除去等の措置により全部又は一部についてその指定の事由がなくなったと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について要措置区域の指定を解除するものとしている（法第6条第4項）。

「汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなったと認める」には、次の二つの場合がある（通知の記の第4の1(5)）。

- ① 土壤汚染の除去により要措置区域内の土壤の特定有害物質による汚染状態を汚染状態に関する基準に適合させることにより、当然に、健康被害が生ずるおそれに関する基準にも該当しないこととなる場合
- ② 土壤汚染の除去以外の汚染の除去等の措置により、汚染状態に関する基準に適合しない汚染土壤は残存するものの、土壤中の特定有害物質が溶出した地下水等の飲用摂取又は特定有害物質を含む土壤の直接摂取の経路を遮断し、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しないこととなる場合

②の場合は、都道府県知事は、当該要措置区域について、その指定を解除するとともに、形質変更時要届出区域に指定する必要があるので留意する必要がある（通知の記の第4の1(5)）。

また、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとの汚染状態を確定した上で、汚染状態に関する基準に適合しない汚染状態にある単位区画については汚染の除去等の措置を行う必要がある（通知の記の第4の1(5)）。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による措置も考えられ、これは「不溶化」に該当するが、当該措置を実施した場合には、要措置区域の指定を解除するとともに、形質変更時要届出区域に指定することが妥当である（通知の記の第4の1(5)）。

### (4) 要措置区域の指定の解除の公示

都道府県知事は、要措置区域の指定を解除するときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示する（法第6条第5項において準用する同条第2項）。

公示は、以下に掲げる事項を明示して、都道府県又は政令市の公報に掲載して行う（規則第32条）。

- ① 当該指定をする旨
- ② 当該要措置区域
- ③ 当該要措置区域において汚染状態に関する基準に適合していない特定有害物質の種類
- ④ 当該要措置区域において講じられた指示措置等

なお、②の当該要措置区域の明示の方法は、(2)の指定の公示の場合と同じである（規則第32条第1号～第3号）。

## 1.6.2 汚染の除去等の措置

### (1) 汚染の除去等の措置を講ずべきことの指示

都道府県知事は、要措置区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染

による人の健康に係る被害を防止するために必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示する（法第7条第1項）。

ただし、土壤汚染を生じさせる行為をした者（汚染原因者）が明らかであって、汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、当該汚染原因者に措置を講じさせることについて土地の所有者等に異議がないときは、措置の指示は、当該汚染原因者に対して行うものとしている（法第7条第1項ただし書及び通知の記の第4の1(6)⑤ア）。これは、土地の所有者等が指示を受けて措置に着手した後の場合も同様であり、措置の着手後に汚染原因者が判明した場合には、当該指示を取消し、改めて、汚染原因者に対し、指示がなされるべきものである（通知の記の第4の1(6)①）。

「汚染原因者に措置を講じさせることが相当」でない場合とは、法第8条において汚染原因者に費用を請求できない場合として規定されている「既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる」場合、汚染原因者に費用負担能力が全くない場合、土地の所有者等が措置を実施する旨の合意があった場合又はあったとみなされる場合等である。これについては、個々の事例ごとに、汚染原因者の費用負担能力、土地の売却時の契約の内容等を勘案して、判断する必要がある（通知の記の第4の1(6)①）。

なお、汚染原因者の一部のみが明らかな場合には、当該明らかとなった一部の汚染原因者以外の原因による土壤汚染については、土地の所有者等の指示を受けるべき地位は失われないこととなる（通知の記の第4の1(6)①）。

この指示が、土地の所有者等であって、汚染原因者でなく、かつ、措置の費用負担能力に関する一定の基準に該当するものに対して行われる場合には、一定の支援が行われることが適当であり、都道府県のこのような者に対する助成について、指定支援法人からの助成金の交付が行われる（通知の記の第4の1(6)①）。

また、汚染原因者に費用負担能力がないために土地の所有者等が措置を講じたときを含め、汚染の除去等の措置の実施者に対しては、国は資金のあっせんその他の支援措置（租税特別措置等）を講じているところである（通知の記の第4の1(6)①）。

### 1) 要措置区域内の土地の所有者等に対する指示

法第7条第1項の汚染の除去等の措置の指示は、都道府県知事が、次に掲げる事項を記載した書面により、当該土地の所有者等に対して行う（規則第33条第1項）。

- ① 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所
- ② 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由
- ③ 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

なお、①に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壤又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するために必要な限度において定めるものとなっている（規則第33条第2項）。

また、③に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものになるよう定めるものとなっており（規則第33条第3項）、措置を講ずべき土地の面積、土壤汚染の状況、措置の内容、措置の実施者の費用負担能力、技術的能力等を勘案した上で、措置が確実にかつできるだけ早期に実施されるよう設定する必要がある。なお、

後述する地下水の水質の測定については、終期を定めることができないため、措置の着手の期限を定める必要がある。また、措置の内容が汚染土壌の掘削による除去又は区域外土壌入換である場合には、掘削した汚染土壌の要措置区域外への搬出を伴うため、当該土壌の処理が適正に行われたことについて措置の実施者が確認を行う時間を要することを踏まえ、措置の実施期限を設定する必要があることに留意するべきである(通知の記の第4の1(6)②)。

## 2) 土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示

法第7条第1項ただし書の汚染の除去等の措置の指示は、都道府県知事が、上記1)に掲げる事項を記載した書面により、汚染原因者に対して行う(規則第34条第1項)。

法第7条第1項ただし書の汚染の除去等の措置の指示を受ける汚染原因者は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散、流出又は地下に浸透させる行為をした者とする(規則第34条第1項及び通知の記の第4の1(6)⑤イ(イ))。汚染土壌の飛散又は流出を防止するための設備が設けられている場合において、当該設備を土壌汚染を生じさせる程度に損傷し、又はその機能に障害を与える行為についても、汚染原因行為に含まれる(通知の記の第4の1(6)⑤イ(イ))。

ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、汚染原因行為には該当しない(規則第34条第1項ただし書)。

- ① 廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分
- ② 廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の埋立処分
- ③ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準に従ってする同法第3条第6号に規定する廃棄物の排出

海面埋立等に係る汚染原因行為に関しては、廃棄物処理法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に規定する一定の基準に従って行われた廃棄物の埋立処分等については、これを適正に行えば土壤汚染を生じさせることはないことから、汚染原因行為には該当しないこととしている(通知の記の第4の1(6)⑤イ(イ))。

いずれにしても、これらの基準に適合する廃棄物の埋設処分等が行われた土地については、規則第41条の規定により、汚染の除去等の措置を行ったものとみなされることから、形質変更時要届出区域に指定されるが、そこから土壤汚染が漏出し、かつ、人の暴露の可能性がある場合には、「これらの基準に適合する廃棄物の埋立処分等が行われた土地」とはいえないことから、要措置区域に指定された上で、指示がされることとなる。なお、漏出に伴い措置を指示する場合の汚染原因者は、適切な漏出防止措置を講ずる責任がありながら、これを講じなかつた者となる(通知の記の第4の1(6)⑤イ(イ))。

このほか、天災や戦災により生じた土壤汚染については、汚染原因者はいないこととなり、土地の所有者等に対して措置命令が行われることとなる。したがって、天災等により土壤中に移行することとなった特定有害物質を管理していた者がいたとしても、その者は汚染原因者とはならない(通知の記の第4の1(6)⑤イ(イ))。

また、例えば、汚染土壌の処理を委託された汚染土壌処理業者(1.9.2参照)が、独断により不適切な処理を行い、その結果として土壤汚染が発生した場合には、当該汚染土壌の処理を委託した者は、汚染原因者には該当しない。この場合の汚染原因者は、不適正な処理を

行った汚染土壤処理業者である。汚染土壤の運搬を委託した者の意に反して不適正な運搬が行われた場合における汚染原因者の考え方も、同様である。なお、いずれの場合においても、社会通念上妥当でない対価により汚染土壤の処理又は運搬が委託されているときは、処理又は運搬を委託した者と受託した者との間に通謀関係があることが疑われる所以、都道府県知事は留意する必要がある（通知の記の第4の1(6)⑤イ(イ)）。

汚染原因者の特定は、水質汚濁防止法の届出記録等の特定有害物質の使用状況、当該工場・事業場等における事故記録等の汚染原因行為の有無等に関する情報の収集を行い、汚染原因者である可能性のある者を絞り込み、当該特定有害物質の土壤中の形態や土壤汚染の分布状況等から、その者が当該特定有害物質を取り扱っていた期間内に生じさせた土壤汚染の可能性について検証して行うものとする（通知の記の第4の1(6)⑤イ(ロ)）。

なお、その土地でその特定有害物質を使用していた者が一者に限られ、かつ、自然由来（天災及び戦災を含む。）の汚染が考えられない等、各種の情報からみてその者の行為により汚染が発生したと推定することにつき十分な理由があるときは、汚染原因行為の具体的な内容の確定まで行う必要はなく、その者を汚染原因者とすることができる（通知の記の第4の1(6)⑤イ(ル)）。

都道府県は、汚染原因者の特定について、汚染原因者と目される者等の任意の協力を得つつ、自らの負担により行うこととする（通知の記の第4の1(6)⑤イ(ロ)）。

また、都道府県知事は、汚染原因者が明らかな場合は汚染原因者に措置を指示することとした法第7条第1項ただし書の趣旨を踏まえ、土地の履歴、周辺の土壤や地下水の汚染状況、特定有害物質の使用等の位置及び化合物形態等の把握ができる限り行う等、できる限り汚染原因者の特定に資する情報を収集し、汚染原因者を特定するよう努める必要がある（通知の記の第4の1(6)⑤イ(ロ)）。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について指示を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に務めることとしている（通知の記の第4の1(6)②）。

### 3) 土壤汚染を生じさせる行為をした複数の者に対する指示

法第7条第1項ただし書の汚染の除去等の措置の指示を複数の汚染原因者に対して行う場合は、当該汚染原因者が当該土地の土壤汚染を生じさせたと認められる程度（以下「寄与度」という。）に応じて、講すべき措置の内容を定めて行う（規則第34条第2項及び通知の記の第4の1(6)⑤ウ(イ)）。

寄与度は、次の考え方により算定するものとされている（通知の記の第4の1(6)⑤ウ(ロ)）。

- ① 複数の者により同一の原因物質による汚染が発生している場合の寄与度については、汚染の位置と特定有害物質を取り扱っていた場所との関係、汚染物質の形態と取り扱っていた特定有害物質の形態の比較、当該特定有害物質の取扱いの態様、周辺地域の状況等からできるだけ正確に算定する。ただし、それが困難な場合は、当該汚染原因者が当該特定有害物質を取り扱っていたと推定される期間のうち、土壤汚染が発生し得る可能性を否定できない期間をもとに寄与度を確定させる。
- ② 汚染原因者によって原因物質が異なる場合の寄与度については、他の原因物質がなかつたとした場合に必要となる措置内容及び当該措置に要する費用を勘案して算定する。ただし、覆土と原位置封じ込めといった個別に措置を行うことが可能な場合には個別に各々の措置を行うものとする。

人為的原因による汚染以外の汚染がある場合には、その汚染部分を除いて寄与度を算定す

ることとしている。なお、当該人為的原因による汚染以外の汚染については、原則どおり、土地の所有者等が責任を負担することとなる（通知の記の第4の1(6)⑤ウ(ロ)）。

#### 4) 指示事項

都道府県知事は、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するときは、1)に示すように、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）及びその理由、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限を示す必要がある（法第7条第2項及び規則第35条）。

##### (2) 指示措置

指示措置の内容は、土地の所有者等及び汚染原因者の主觀に関わらず、専ら土地の汚染状態及び土地の用途のみによって客観的に定められることとしている（通知の記の第4の1(6)③）。

都道府県知事により指示される指示措置は次のとおりである。

土壤溶出量基準に適合しない土地の場合、指示措置の内容は、当該土壤汚染に起因する地下水汚染が生じているかどうか、汚染が確認された特定有害物質の種類及び濃度（第二溶出量基準に適合するかどうか）、原位置封じ込めが適用可能かどうかといった状況に応じて決める（規則第39条及び別表第5並びに通知の記の第4の1(6)④ア(イ)）。

土壤含有量基準に適合しない土地の場合、指示措置の内容は、その土地が乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地等の乳幼児が汚染土壤を直接摂取する可能性の高い土地であるかどうか、地表面を盛土によって50cm高くすることにより当該土地の居住者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるかどうかといった状況に応じて決める（規則第39条及び別表第5並びに通知の記の第4の1(6)④ア(ロ)）。

なお、土壤汚染の除去が指示措置とされるのは直接摂取における砂場等の限定的な場合のみとしており、土壤汚染の除去、とりわけ、掘削除去は、汚染の拡散のリスクを防止する観点から、できるかぎり抑制的に取り扱うこととした（通知の記の第4の1(6)④ア）。

##### (3) 指示措置等の実施

都道府県知事より汚染の除去等の措置の実施について指示を受けた者（土地の所有者等又は汚染原因者）は、1)③の期限までに、指示措置又はそれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない（法第7条第3項）。

##### (4) 指示措置等

土壤溶出量基準に適合しない土地の場合、指示措置等の内容は、当該土壤汚染に起因する地下水汚染が生じているかどうか、汚染が確認された特定有害物質の種類及び濃度（第二溶出量基準に適合するかどうか）といった状況に応じて決められる（規則第36条及び別表第5並びに通知の記の第4の1(6)④イ）。

土壤含有量基準に適合しない土地の場合、指示措置等の内容は、その土地が乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地等の乳幼児が汚染土壤を直接摂取する可能性の高い土地であるかどうか、地表面を盛土によって50cm高くすることにより当該土地の居住者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるかどうかといった状況に応じて決められる（規則第36条及び別表第5並びに通知の記の第4の1(6)④イ）。

## (5) 指示措置等を講ずべきことの命令

都道府県知事は、法第7条第3項に定める指示措置等が講じられていないと認めるときは、法第7条第1項の汚染の除去等の措置の指示を受けた者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる（法第7条第4項及び通知の記の第4の1(6)③）。この場合の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行われる（規則第37条）。ここにいう履行期間の考え方は(1)1)③の「汚染の除去等の措置を講ずべき期限」と同等であり、開発許可又は工事許可の対象となる土地について命令を行う場合において、必要に応じ、担当部局との連絡調整に努めることが必要とされていることも(1)1)③と同様である。

行政手続法と行政不服審査法の適用については、法第4条第2項の調査の命令と同様であり、1.5.2(5)を参照されたい（通知の記の第4の1(6)③）。

### 1.6.3 指示措置等に関する技術的基準

#### (1) 指示措置等の種類及び実施方法

指示措置等に関する技術的基準は、規則第39条から第42条までに定めるところによる（規則第38条）。指示措置等の種類及び実施方法は規則別表第6に定めている（規則第40条及び別表第6）。

土壤汚染の除去以外の汚染の除去等の措置については、土壤中に特定有害物質が残ることから、実施後もその効果が適切に維持される必要がある（通知の記の第4の1(6)④ウ）。

このため、措置の実施後は、土地の所有者等がその効果が持続しているかどうかを定期的に点検し、措置に係る構造物の損壊のおそれがあると認められる場合には速やかに損壊を防止するために必要な措置を講ずる等、汚染の除去等の措置の効果の維持に努めることが望ましい（通知の記の第4の1(6)④ウ）。

汚染の除去等の措置の効果が当該措置の完了後に失われた場合には、既に要措置区域の指定を解除され、形質変更時要届出区域に指定されていることから、都道府県知事が、改めて要措置区域に指定した上で、再度の措置を指示することがあり得る。また、措置後の地下水モニタリングの実施中に汚染の除去等の措置の効果が失われた場合には、都道府県知事は、法第7条第4項の措置命令を発出すべきである。なお、その場合の指示又は命令の相手方は、汚染原因者は適正な措置を1回実施すれば再度の措置をする義務を負わないことから、その時点における土地の所有者等となる（通知の記の第4の1(6)④ウ）。

#### (2) 廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の除去等の措置

次に掲げる基準に従い港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の2に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同法第2条第1項に規定する港湾管理者が管理するものについては、汚染の除去等の措置が講じられている土地とみなすこととしている（規則第41条）。

- ① 廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準
- ② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準

### (3) 担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置

土地の所有者等が、競売における自己競落又はこれに類する行為により土地の所有者等となつたものであり、かつ、当該土地を売却する意思があり所有等が一時的と認められる場合は、都道府県知事は、以下の措置を指示措置として示すこととしている（規則第42条及び通知の記の第4の1(6)④オ）。

- ① 当該要措置区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出基準に適合しない場合にあっては、地下水の水質の測定
- ② 当該要措置区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない場合にあっては、立入禁止

これは、債権の回収を目的として一時的に土地を保有しているに過ぎない土地の所有者等には、応急的な措置を行わせるに止め、売却後の新しい所有者等に対して封じ込め、盛土等の恒久的な措置を行われるものである（通知の記の第4の1(6)④オ）。

「これに類する行為により土地の所有者等となる」とは、i)自ら（親会社、子会社等を含む。）が担保権を有している不動産について、当該担保権の被担保債権の満足のために所有権を取得すること、ii) i)により不動産の所有権を取得した者からの当該不動産の取得であって、取引慣行として、不動産に担保を付した他の債権の取得に付随して行われているもの（債権のバルクセルの一部としての土地の売買）が該当する（通知の記の第4の1(6)④オ）。

したがって、代物弁済、任意売買等、公的機関の介在しない手続により土地の所有者等となつた場合も含み得るものである（通知の記の第4の1(6)④オ）。

「土地を売却する意思があり所有等が一時的と認められる」とは、土地を売却する意思が外部に継続的に表示されており、かつ、適正な価格以上の価格が提示できれば必ず売却する意思があると認められることである（通知の記の第4の1(6)④オ）。

#### 1.6.4 汚染の除去等に要した費用の請求

都道府県知事から汚染の除去等の措置の指示を受けた土地の所有者等は、その土地において指示措置等を講じた場合、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない（法第8条第1項）。

これは、汚染の除去等の措置に要する費用については、他の環境汚染に関する費用負担と同様に汚染者負担の原則が採用されるべきところ、私法のみによる調整に委ねると、請求権の消滅時効やその特約の存在、汚染原因者の故意又は過失の立証の困難性等により、請求することのできる場合が限定されるものになることから、行政法により特別に創設された請求権である（通知の記の第4の1(7)）。

この請求権は、当該指示措置等を講じ、かつ、汚染原因者を知ったときから3年間行わないときは時効によって消滅し、当該指示措置等を講じたときから20年を経過したときも時効によって消滅する（法第8条第2項）。

汚染原因者が特定できず、土地の所有者等に対して指示を行った場合には、土地の所有者等が費用の請求について相談することができるよう、都道府県において、相談の窓口の設置、汚染原因者の特定に資する情報の提供等の支援を行うよう努めることが必要である（通知の記の第4の

1 (7))。

## 1. 6. 5 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止

### (1) 土地の形質の変更の禁止

要措置区域内においては、土地の形質の変更を原則として禁止することとしている（法第9条）。これは、要措置区域が土壤汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であり、速やかに汚染の除去等の措置を講じ、土壤汚染による人の健康被害を防止する必要があるからである（通知の記の第4の1(8)①）。

### (2) 土地の形質の変更の禁止の例外

要措置区域内における土地の形質の変更であっても、次に掲げる行為は禁止の例外とされている（法第9条ただし書）。

- ① 法第7条第1項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為
- ② 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

なお、要措置区域内の土地の形質の変更は、汚染の拡散のリスクを伴うものであることから、その施行において、飛散等を防止するために必要な措置を講ずべきことは当然であり、都道府県知事は、必要に応じ、当該土地の形質の変更の実施状況について、法第54条第1項により、報告徵収及び立入検査を行い、施行方法の妥当性を確保させるよう努める必要がある（通知の記の第4の1(8)②）。

また、土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壤を移動させることで、要措置区域内の土地の土壤の汚染状態に変更を生じさせることがあることから、土地の形質の変更の履歴については、記録し、保存するよう、都道府県知事は関係者を指導する必要がある（通知の記の第4の1(8)②）。

要措置区域等について、土地の形質の変更の履歴について記録し、保存していなかったときは、後に汚染の除去等の措置や土地の形質の変更を行う際に不利になる可能性があるので、土地の所有者等は注意が必要である。また、要措置区域等に該当する土地の所有権の譲渡、相続、合併等により当該要措置区域の「土地の所有者等」に変更があるときは、新たな土地の所有者等にその記録を継承することが望ましい。

### (3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

法第9条第2号の環境省令で定める(2)②の行為は、次のいずれかに該当する行為としている（規則第43条）。

#### 1) 帯水層への影響を回避する方法等による土地の形質の変更

指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えず、かつ、土地の形質の変更の対象となる部分の面積が $10\text{ m}^2$ 以上の場合にあっては深さ $50\text{ cm}$ 未満、当該部分の面積が $10\text{ m}^2$ 未満の場合にあっては深さ $3\text{ m}$ 未満の土地の形質の変更であれば、土地の形質の変

更禁止の例外とした（規則第43条第1号及び通知の記の第4の1(8)②ア）。

なお、ここでいう指示措置等を講ずるために設けられた構造物の変更には、既にある構造物に変更を加えることのみが含まれ、措置のために新たな構造物（舗装、盛土等）を設ける行為は含まれない（通知の記の第4の1(8)②ア）。

また、「面積が10m<sup>2</sup>以上の場にあっては深さ50cm未満、当該部分の面積が10m<sup>2</sup>未満の場にあっては深さ3m未満」とは、変更が加えられる部分の深さが最も深い部分で、それぞれ50cm以上、3m以上であれば、原則どおり、禁止される土地の形質の変更に当たることを意味する（通知の記の第4の1(8)②ア）。

ただし、地表から一定の深さまで帶水層がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合には、当該帶水層の深さより1m浅い深さまで土地の形質の変更を行っても、形質の変更に当たり基準不適合土壤が帶水層に接することがないと考えられることから、50cm以上又は3m以上の深さの例外として土地の形質の変更を行うことができることとしている（規則第43条第1号ロ及びハ並びに通知の記の第4の1(8)②ア）。なお、帶水層の深さに係る都道府県知事の確認については、（4）において示す。

## 2) 指示措置等と一体となって行われる土地の形質の変更

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が汚染の拡散を生じさせないものであれば汚染の除去等の措置の履行が放置されているわけではなく、汚染の拡散を伴わずに土地の活用可能性を確保することができるため、このような場合には、土地の形質の変更の禁止の例外とした（規則第43条第2号）。

この施行方法の基準は、平成23年環境省告示第53号により定められている（通知の記の第4の1(8)②イ）。なお、土地の形質の変更に係る都道府県知事の確認については、（5）において示す。

## 3) 地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている要措置区域内における土地の形質の変更

次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものであれば、土地の形質の変更の禁止の例外とした（規則第43条第3号並びに通知の記の第4の1(8)②ウ）。

- ① 特定有害物質による地下水汚染の生じていない要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの
- ② 指示措置等として原位置封じ込めが講じられている要措置区域であって、封じ込め構造物の設置までが完了している土地（封じ込め構造物で囲まれた範囲の地下水の下流側の周縁における措置後の地下水モニタリング及び当該範囲内への雨水、地下水の浸入がないことの確認が継続されている状態の土地）
- ③ 指示措置等として遮水工封じ込めが講じられている要措置区域であって、封じ込め構造物の設置までが完了している土地（封じ込め構造物で囲まれた範囲の地下水の下流側の周縁における措置後の地下水モニタリング及び当該範囲内への雨水、地下水その他の侵入がないことの確認が継続されている状態の土地）
- ④ 指示措置等として地下水汚染の拡大の防止が講じられている要措置区域
- ⑤ 指示措置等として土壤汚染の除去が講じられている要措置区域であって、地下水の下流側の周縁における措置後の地下水モニタリングが継続されている状態の土地
- ⑥ 指示措置等として遮断工封じ込めが講じられている要措置区域であって、封じ込め構造

物の設置までが完了している土地（封じ込め構造物で囲まれた範囲の地下水の下流側の周縁における措置後の地下水モニタリング及び当該範囲内への雨水、地下水その他の侵入がないことの確認が継続されている状態の土地）

- ⑦ 指示措置等として不溶化が講じられている要措置区域であって、不溶化を施した基準不適合土壤の範囲にある地下水の下流側での措置後の地下水モニタリングが継続されている状態の土地

この施行方法の基準は、2)の施行方法の基準と同様の内容（平成23年環境省告示第53号）である（通知の記の第4の1(8)②ウ）。

#### (4) 帯水層への影響を回避する土地の形質の変更の方法に係る都道府県知事の確認

一定の深さまで帯水層が存在しないことについては、都道府県知事の確認を受ける必要がある（規則第43条第1号ロ及びハ）。

##### 1) 帯水層の深さに係る確認の申請

帯水層の深さに関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（規則様式第7による。）を都道府県知事に提出しなければならない（規則第44条第1項）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 要措置区域の所在地
- ③ 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
- ④ 当該井戸の地下水位の観測結果
- ⑤ 当該井戸により観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

この申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第44条第2項）。

- ⑥ 当該井戸の構造図
- ⑦ 当該井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面
- ⑧ ⑤の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

##### 2) 帯水層の深さに係る確認

都道府県知事は、1)の帯水層の深さに係る確認の申請があったときは、1)③及び④からみて、観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さを定めた判断が合理的であると認められる場合に、要措置区域内にある帯水層のうち最も浅い位置にあるものの深さを確認する（規則第44条第3項）。

なお、地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認をする場合において、都道府県知事が地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するために必要と認めるときは、当該地下水位及び帯水層の深さの変化を定期的に報告することその他の条件を付すことができる（規則第44条第4項）。

具体的には、Appendix「4. 一定の深さまで帯水層がないことの確認に係る手続」を参照。

### 3) 帯水層の深さに係る確認の取消し

都道府県知事は、地表から一定の深さまでに帶水層がない旨の確認をした後において、帶水層が存在しないと認められないとき（帶水層が当該深さよりも浅いところにあると認められるとき）又は上記の地下水位及び帶水層の変化の定期的な報告がなかったときは、遅滞なく、当該帶水層の深さに係る確認を取消し、その旨を当該確認を受けた者に通知する（規則第44条第5項）。

## (5) 指示措置等と一体となって行われる土地の形質の変更に係る都道府県知事の確認

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が汚染の拡散を生じさせないものであることについては、Appendix「12. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準」に適合することについて、都道府県知事の確認を受ける必要がある（規則第43条第2号）。

### 1) 土地の形質の変更に係る確認の申請

土地の形質の変更に係る都道府県知事の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（規則様式第8による。）を都道府県知事に提出する必要がある（規則第45条第1項）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の名前
- ② 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる指示措置等を含む。以下③～⑥において同じ。）を行う要措置区域の所在地
- ③ 土地の形質の変更の種類
- ④ 土地の形質の変更の場所
- ⑤ 土地の形質の変更の施行方法
- ⑥ 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

当該申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第45条第2項）。

- ⑦ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
- ⑧ 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

### 2) 都道府県知事の確認

都道府県知事は、1)の土地の形質の変更に係る確認の申請を受けたときは、当該土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、確認する（規則第45条第3項）。

- ① 当該申請に係る土地の形質の変更と、それと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること
- ② 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が、規則第43条第2号の環境大臣が定める基準（(3)、2)の環境大臣が定める基準）に適合していること
- ③ 当該申請に係る土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日が法第7条第1項の期限に照らして適当であると認められること

(6) 地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている要措置区域内における土地の形質の変更に係る都道府県知事の確認

1) 土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請

規則第43条第3号の土地の形質の変更に係る都道府県知事の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（規則様式第9による。）を提出しなければならない（規則第46条第1項）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地
- ③ 土地の形質の変更の種類
- ④ 土地の形質の変更の場所
- ⑤ 土地の形質の変更の施行方法
- ⑥ 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- ⑦ 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置

2) 都道府県知事の確認

都道府県知事は、1)の土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請を受けたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が規則第43条第2号の環境大臣が定める基準（(3)(2)の環境大臣が定める基準）に適合していると認められる場合に限り、確認する（規則第46条第2項）。

## 1.7 形質変更時要届出区域（法第11条～第13条）

### 1.7.1 形質変更時要届出区域の指定等

(1) 形質変更時要届出区域の指定

都道府県知事は、法第3条、法第4条又は法第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果、汚染状態に関する基準に適合しない土壤汚染が判明し、かつ、健康被害が生ずるおそれに関する基準（1.4.2 参照）に該当しない土地の区域を、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として指定する（法第11条第1項及び、令第5条及び通知の記の第4の2(1)）。

形質変更時要届出区域は、要措置区域の指定基準（健康被害が生ずるおそれの基準）に該当しないことから、土壤汚染の摂取経路がないため、直ちに汚染の除去等の措置を講ずる必要がない土地であるという点で、要措置区域と異なる（通知の記の第4の2(1)）。

平成22年4月施行の法改正の目的の一つは、過剰な掘削除去の抑制であることから、土壤汚染が存在しても人の暴露の可能性のない形質変更時要届出区域は、汚染の除去等の措置の必要な区域として指定されることとした。土壤汚染の除去、地下水の水質の測定及び地下水汚染の拡大の防止以外の措置が適切に講じられた要措置区域も、形質変更時要届出区域に指定される（通知の記の第4の2(1)）。

また、形質変更時要届出区域のうち自然由来の土壤汚染地及び公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地であって、一定の条件を満たすものについては、通常の形質変更時要届出区域と区別して扱う必要があることから、自然由来特例区域等であることを台帳に記載した上で、当該

区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設けることとした（通知の記の第4の2(1)）。

自然由来特例区域等の定義は、表1.7.1-1に示すとおりであり、自然由来特例区域等の判断に当たってはこれらの定義を参照して判断することが求められる（通知の記の第4の4(1)）。

自然由来特例区域等のいずれにも該当しない形質変更時要届出区域を「一般管理区域」という。

自然由来特例区域については、専ら自然由来で汚染された地層が深さ10m以浅に存在するのみなされた土地（法第5条第1項の調査の場合は深さ10mより深部に存在する場合もある）のほか、自然由来汚染盛土（1.3.2(2)参照）が存在する土地も該当する。

## （2）形質変更時要届出区域の指定の公示

都道府県知事は、形質変更時要届出区域の指定をするときは、環境省令に定めるところにより、その旨を公示する（法第11条第3項において準用する法第6条第2項）。

公示は、以下に掲げる事項を明示して、都道府県又は政令市（令第8条で規定）の公報に掲載して行う（規則第47条）。

- ① 当該指定をする旨
- ② 当該形質変更時要届出区域
- ③ 当該形質変更時要届出区域において汚染状態に関する基準に適合していない特定有害物質の種類
- ④ 自然由来特例区域等（規則第58条第4項第9号～第11号）に該当するものにあっては、その旨

上記②の当該形質変更時要届出区域の明示については、次のいずれかによることとされている（規則第47条において準用する規則第32条後段）。

- ① 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番
- ② 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- ③ 平面図

表 1.7.1-1 自然由来特例区域等の定義（規則第 58 条第 4 項第 9 号～第 11 号、通知の記の第 4 の 4 (1)）

区域の名称	定義
自然由来特例区域	形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）
埋立地特例区域	昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）
埋立地管理区域	①都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域内にある土地であって公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成されたもの ②①に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり地下水の飲用利用等に係る要件（規則第 30 条各号）に該当しないと認められるものであり、かつ、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成されたもの

形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域等に該当する土地にあっては、当該区域である旨を明示して行うこととした（通知の記の第 4 の 2 (2)①）。

都道府県知事は、形質変更時要届出区域の公示の前に、既に土壤汚染の除去に着手し、又はこれを完了している場合であっても、形質変更時要届出区域の指定を公示し、速やかに解除する手続を行う必要がある（通知の記の第 4 の 2 (2)①）。

### (3) 形質変更時要届出区域において新たに自然由来特例区域等に該当することとなった場合等における記載事項の変更

形質変更時要届出区域に指定されている土地の区域が、新たに自然由来特例区域等になる場合、自然由来特例区域等の種類が変更となった場合又は自然由来特例区域等に該当しなくなったと認めるときは、帳簿の記載事項の変更に該当する。そのため、都道府県知事は、1.9(3)で後述するとおり、速やかに、台帳として調製されている帳簿の記載事項及び図面の訂正を行わなければならない（規則第 58 条第 6 項）。

上記の形質変更時要届出区域に指定されている土地の区域が新たに自然由来特例区域等になる場合、自然由来特例区域等の種類が変更となる場合及び自然由来特例区域等から外れる場合の判断は、(2)において土地所有者等から提出された当該判断の根拠となる資料に基づき、都道府県知事が行う。なお、当該判断の根拠となる新たな情報が出てきた場合には、土地の所有者等が指定調査機関の見解に基づき取りまとめた資料を都道府県知事に提出することによって、都道府県知事による当該判断に活用される。

### (4) 形質変更時要届出区域の指定の解除

形質変更時要届出区域について、都道府県知事は、土壤汚染の除去により全部又は一部について指定の事由がなくなったと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について形質変更時要届出区域の指定を解除する（法第 11 条第 2 項）。そのためには、土壤汚染の除去により形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合させることを要する（通知の記の第 4 の 2 (2)②）。

また、形質変更時要届出区域の全部又は一部について、法第6条第1項の規定による要措置区域の指定が行われた場合は、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について形質変更出区域の指定は解除されたものとする（法第11条第4項）。

土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について土壤汚染の除去を行う必要がある。この場合において、区域の指定後の土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壤を移動させることで形質変更時要届出区域内の土地の土壤の汚染状態に変更を生じさせている可能性があり、かつ、当該土地の形質の変更の履歴が把握できないときは、汚染のおそれが生じた場所の位置がすべての深さにあるとみなし、地表（土壤表面）から深さ10mまでの土壤をボーリング調査により採取して土壤溶出量及び土壤含有量を測定する必要があることに留意されたい（通知の記の第4の2(2)②）。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による形質変更時要届出区域の指定の解除を認めるべきでないことに留意されたい（通知の記の第4の2(2)②）。

## （5）形質変更時要届出区域の指定の解除の公示

都道府県知事は、形質変更時要届出区域の指定を解除するときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示する（法第11条第3項において準用する法第6条第2項及び第3項）。

なお、形質変更時要届出区域の全部又は一部について要措置区域の指定が行われたことに伴う形質変更時要届出区域の全部又は一部の指定の解除については、法第6条第2項の要措置区域の指定の公示をもって形質変更時要届出区域の指定の解除の公示も行ったものとみなされる（法第11条第4項において準用する法第6条第2項）。

公示は、以下に掲げる事項を明示して、都道府県又は政令市の公報に掲載して行う（規則第47条）。

- ① 当該指定解除をする旨
- ② 当該形質変更時要届出区域
- ③ 当該形質変更時要届出区域において汚染状態に関する基準に適合していない特定有害物質の種類
- ④ 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

なお、②の形質変更時要届出の明示の方法は、(2)の指定の公示の場合と同じである（規則第47条）。

## 1.7.2 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令

### （1）土地の形質の変更の事前届出

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要がある（法第12条第1項）。

都道府県知事に届け出る必要のある環境省令で定める事項は次のとおりである（規則第49条）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ② 土地の形質の変更を行う形質変更時要届出区域の所在地
- ③ 土地の形質の変更の完了予定日

### 1) 事前届出の方法

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出は、届出書（規則様式第10による。）を提出して行うこととなっている（規則第48条第1項）。

この届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない（規則第48条第2項）。

- ① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
- ② 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- ③ 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ④ 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

### 2) 土地の形質の変更の届出の対象外となる行為

次に掲げる行為については、形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の事前届出の対象とされていない（法第12条第1項ただし書）。

- ① 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- ② 形質変更時要届出区域が指定された際に既に着手していた行為
- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

なお、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更は法第4条第1項の一定面積（3,000 m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更の届出の義務の対象外である（法第13条）。

### 3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

法第12条第1項ただし書の環境省令で定める2)①の行為は、次のいずれかに該当する行為とする（規則第50条）。

#### ア. 帯水層への影響を回避する方法等による土地の形質の変更

汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えず、かつ、土地の形質の変更の対象となる部分の面積が10 m<sup>2</sup>以上の場合にあっては深さ50 cm未満、当該部分の面積が10 m<sup>2</sup>未満の場合にあっては深さ3 m未満の土地の形質変更であれば、土地の形質の変更禁止の例外とした（規則第50条において読み替えて準用する規則第43条第1号及び通知の記の第4の1(8)②ア）。

ただし、地表から一定の深さまで帯水層がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合には、当該帯水層の深さより1 m浅い深さまで土地の形質の行つても、形質の変更に当たり基準不適合土壤が帯水層に接することがないと考えられることから、50 cm以上又は3 m以上の深さの例外として土地の形質の変更を行うことができるとしている（規則第50条において読み替えて準用する規則第43条第1号ロ及びハ並びに通知の記の第4の1(8)②ア）。

なお、ここでいう汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物の変更には、既にある構造物に変更を加えることのみが含まれ、措置のために新たな構造物（舗装、盛土等）を設ける行為は含まれない（通知の記の第4の1(8)②ア）。

#### イ. 環境大臣の定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けた施行方法による土地の形質の変更

その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの（規則第 50 条において読み替えて準用する規則第 43 条第 1 項第 2 号及び通知の記の第 4 の 1 (8)②イ）。

#### ウ. 地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更

形質変更時要届出区域は本来措置を講ずる必要がない区域であるが、以下は任意に措置を講じられている場合である。

次のいずれかに該当する形質変更時要届出区域内での土地の形質の変更であって、その施行方法が汚染の拡散を生じさせないものとして環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの（規則第 50 条第 1 項第 2 号において読み替えて準用する規則第 43 条第 2 号並びに通知の記の第 4 の 2 (3)②イ）。

- ① 特定有害物質による地下水汚染の生じていない形質変更時要届出区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの
- ② 汚染の除去等の措置として原位置封じ込めが講じられている形質変更時要届出区域であって、封じ込め構造物の設置までが完了している土地（封じ込め構造物で囲まれた範囲の地下水の下流側の周縁における措置後の地下水モニタリング及び当該範囲内への雨水、地下水その他の侵入がないことの確認が継続されている状態の土地）
- ③ 汚染の除去等の措置として遮水工封じ込めが講じられている形質変更時要届出区域であって、封じ込め構造物の設置までが完了している土地（封じ込め構造物で囲まれた範囲の地下水の下流側の周縁における措置後の地下水モニタリング及び当該範囲内への雨水、地下水その他の侵入がないことの確認が継続されている状態の土地）
- ④ 汚染の除去等の措置として地下水汚染の拡大の防止が講じられている形質変更時要届出区域
- ⑤ 汚染の除去等の措置として土壤汚染の除去が講じられている形質変更時要届出区域であって、地下水の下流側の周縁における措置後の地下水モニタリングが継続されている状態の土地
- ⑥ 汚染の除去等の措置として遮断工封じ込めが講じられている形質変更時要届出区域であって、封じ込め構造物の設置までが完了している土地（封じ込め構造物で囲まれた範囲の地下水の下流側の周縁における措置後の地下水モニタリング及び当該範囲内への雨水、地下水その他の侵入がないことの確認が継続されている状態の土地）
- ⑦ 汚染の除去等の措置として不溶化が講じられている形質変更時要届出区域であって、不溶化を施した基準不適合土壤の範囲にある地下水の下流側での措置後の地下水モニタリングが継続されている状態の土地

この施行方法の基準は、1. 6. 5(3)③の施行方法の基準と同様の内容（平成 23 年環境省告示第 53 号）である（通知の記の第 4 の 1 (8)③ウ）。

#### (2) 土地の形質の変更の事後届出

「形質変更時要届出区域の指定に既に着手している行為」及び「非常災害のための応急処置と

して行う行為」について、事前の届出は要しないが、事後に届け出なければならないこととした（法第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに施行通知の記の第 4 の 2 (3)②イ）。

### 1) 既に土地の形質の変更に着手している者の届出

形質変更時要届出区域が指定された際、当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して 14 日以内に、①に掲げる事項を記載した届出書（規則様式第 10 による。）を、②に掲げる図面を添付して都道府県知事に提出しなければならない（法第 12 条第 2 項並びに規則第 51 条第 1 項及び規則第 51 条第 2 項において読み替えて準用する規則第 48 条第 2 項）。

#### ① 記載事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 土地の形質の変更をしている形質変更時要届出区域の所在地
- ハ 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- ニ 土地の形質の変更の着手日
- ホ 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

#### ② 添付図面

- イ 土地の形質の変更をしている場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
- ロ 土地の形質の変更をしている形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- ハ 土地の形質の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図
- ニ 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

### 2) 非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出

形質変更時要届出区域内において、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して 14 日以内に、①に掲げる事項を記載した届出書（規則様式第 10 による。）を、②に掲げる図面を添付して都道府県知事に提出しなければならない（法第 12 条第 3 項並びに規則第 52 条において読み替えて準用する規則第 48 条第 2 項及び第 51 条第 1 項）。

#### ① 記載事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 土地の形質の変更をした形質変更時要届出区域の所在地
- ハ 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- ニ 土地の形質の変更の着手日
- ホ 土地の形質の変更の完了日

#### ② 添付図面

- イ 土地の形質の変更をした場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
- ロ 土地の形質の変更をした形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- ハ 土地の形質の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図
- ニ 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

### (3) 計画変更命令

都道府県知事は、法第 12 条第 1 項の形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる（法第 12 条第 4 項）。なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について計画変更命令を行う場合には、都道府県は、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努める。

### (4) 土地の形質の変更の施行方法に関する基準

土地の形質の変更の施行方法に関して環境省令に定める基準は次のとおりである（規則 第 53 条）。

- ① 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帶水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - イ 自然由来特例区域（規則第 58 条第 4 項第 9 号）又は埋立地特例区域（規則第 58 条第 4 項第 10 号）に該当する区域内における土地の形質の変更である場合
  - ロ 埋立地管理区域（規則第 58 条第 4 項第 11 号）に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準（平成 23 年環境省告示第 54 号）に適合するものである場合
- ③ 土地の形質の変更を行った後、法第 7 条第 6 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

②の基準については、自然由来特例区域又は埋立地特例区域に該当する土地の区域内において土地の形質の変更を行う場合には、もともと所与の汚染が広がっている土地であって、土地の形質の変更に伴い新たに帶水層を汚染するものではないこと及び第二溶出量基準に適合しないような高濃度の土壤汚染はないことから、汚染土壤が帶水層に接することで新たな環境リスクを生じるおそれがないと考えられ、当該基準を適用しないこととした。なお、この場合において、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帶水層まで土地の形質の変更を行う場合には、環境省告示に定める基準（平成 23 年環境省告示第 53 号の第 4 号）に準じて施行することが望ましい（通知の記の第 4 の 2 (3)③イ）。

さらに、埋立地管理区域において一定の施行方法に従い土地の形質の変更を行う場合にも、将来にわたり当該土地の周辺における地下水の飲用利用等の可能性がないことから、汚染土壤が帶水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられ、当該基準を適用しないこととした。この施行方法の基準は、環境省告示（平成 23 年環境省告示第 54 号）に定めたとおりである（通知の記の第 4 の 2 (3)③イ）。

「土地の形質の変更後の土壤が健康被害が生ずるおそれがない状態にすること」とは、汚染の除去等の措置に係る構造物に変更を加えた場合には、これを原状に回復するなどして、技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた状態にすることである。もともと汚染の除去等の措置を講ずる必要のなかった土地について、土地の形質の変更の際に汚染の除去等の措置を講じさせるものではない（通知の記の第 4 の 2 (3)③イ）。

## (5) 土地の形質の変更の後の手続

形質変更時要届出区域台帳には、土地の形質の変更の実施状況を記載することとしている。したがって、都道府県知事は、土地の形質の変更の届出があった場合には、その完了についての任意の報告又は法第 54 条第 1 項に基づく報告を受け、必要に応じその実施状況を確認の上、形質変更時要届出台帳の訂正（土壤汚染の除去が行われた場合は、形質変更時要届出区域の指定の解除。以下同じ。）を行う必要がある（通知の記の第 4 の 2③(3)ウ）。

(1)③の「通常の管理行為等」に該当し、届出が行われなかつた土地の形質の変更については、形質変更時要届出区域台帳に記載する必要はない。ただし、形質変更時要届出区域台帳には、汚染の除去等の措置の実施状況も記載することとしていることから、都道府県知事は、「通常の管理行為等」のうち汚染の除去等の措置に該当するものの実施について報告を受けた場合には、形質変更時要届出区域台帳の訂正を行う必要がある（通知の記の第 4 の 2③(3)ウ）。

また、土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壤を移動させることで、形質変更時要届出区域の土地の土壤の汚染状態に変更を生じさせる可能性があることから、都道府県知事は、土地の形質の変更の履歴について、記録し、保存するよう、関係者を指導する必要がある（通知の記の第 4 の 2③(3)ウ）。

要措置区域等について、土地の形質の変更の履歴について記録し、保存していなかつたときは、後に汚染の除去等の措置や土地の形質の変更を行う際に不利になる可能性があるので、土地の所有者等は注意が必要である。また、要措置区域等に該当する土地の所有権の譲渡、相続、合併等により当該要措置区域の「土地の所有者等」に変更があるときは、新たな土地の所有者等にその記録を継承することが望ましい。

## 1.8 指定の申請（法第 14 条）

土地の所有者等は、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、その汚染状態が汚染状態に関する基準に適合しないと認めるときは、当該土地の区域について要措置区域等に指定することを申請することができることとした（法第 14 条第 1 項及び通知の記の第 4 の 3(2)）。

この規定による申請は、法第 3 条第 1 項本文、第 4 条第 2 項又は第 5 条第 1 項の規定を受けない土地の区域について行われるものである。なお、これらの規定による土壤汚染状況調査の義務が生ずるに至らない土地（例：有害物質使用特定施設の使用が廃止されていない時点における当該有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地である土地や、法第 4 条第 1 項の届出に係る土地であつて同条第 2 項の命令発出前である土地）については、自主的に、公正に、かつ、法第 3 条第 1 項の環境省令で定める方法により調査を行つた上で、この申請を行つて法の規制を受けるのは望ましいことであることから、当該申請の対象となるものと解することとする。当該土地についての申請に係る調査は、法第 3 条第 1 項及び法第 4 条第 2 項の規定に基づく土壤汚染状況調査と同様の方法で行われる必要があり、試料採取等対象物質を任意に定めることについては認められない。ただし、汚染の除去等の措置を講ずる場合において、土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域について指定の申請を行うときは、当該土地の区域については、要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類についてのみ当該申請を行うことは可能である（通知の記の第 4 の 3(2)）。

また、この申請を行う場合において、当該申請を行おうとする土地の所有者等以外の所有者等がいる場合には、その全員の合意が必要であることとした。これは、当該申請が応諾されることにより当該土地が法の規制を受けることとなるところ、その規制の対象となり得る者の了知しないところで当該申請が行われることは適当でないからである（通知の記の第 4 の 3(2)）。

## (1) 申請書の提出

法第 14 条第 1 項の指定の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、都道府県知事に提出する（法第 14 条第 2 項）。

### 1) 申請書への記載事項

法第 14 条第 1 項の指定の申請は、申請書（規則様式第 11 による。）を提出して行う（規則第 54 条）。当該申請書に記載する事項は、次に掲げるとおりである（規則第 55 条）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 申請に係る土地の所在地
- ③ 申請に係る調査における試料採取等対象物質
- ④ 申請に係る調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量証明事業者の氏名又は名称
- ⑤ 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称

申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略して指定の申請をすることを許容することとし、かかる場合には、上記の④及び⑤については、申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略した旨記載すれば足りることとしている（通知の記の第 4 の 3 (2)）。

### 2) 申請書への添付書類

法第 14 条第 2 項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりである（規則第 56 条）。

- ① 申請に係る土地の周辺の地図
- ② 申請に係る土地の場所を明らかにした図面
- ③ 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類
- ④ 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

## (2) 区域の指定

### 1) 区域の指定の条件

都道府県知事は、法第 14 条第 1 項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、法第 3 条第 1 項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるとときは、当該申請に係る土地の区域について、要措置区域等に指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなされる（法第 14 条第 3 項）。

### 2) 申請に係る調査に関する報告・資料提出及び立入検査

都道府県知事は、法第 14 条第 1 項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させる

ことができる（法第14条第4項）。

なお、立入検査を行う場合には、立入検査を行う都道府県の職員は、その身分を示す証明書（規則様式第12による。）を携帯し、関係者に提示しなければならない（規則第57条）。

## 1.9 台帳（法第15条）

### （1）台帳の調製及び保管

都道府県知事は、要措置区域の台帳及び形質変更時要届出区域の台帳（以下、両者をまとめて「台帳」という。）をそれぞれ調製し、保管する（法第15条第1項）。

台帳の記載事項その他、台帳の調製及び保管に係る事項は、環境省令で以下のとおり定められている（法第15条第2項）。

#### 1) 台帳の調製

台帳は、帳簿及び図面をもって、要措置区域等ごとに調製することとした（規則第58条第1項及び第2項並びに通知の記の第4の4(1)）。

#### ア. 帳簿

帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては規則様式第13、形質変更時要届出区域にあっては規則様式第14のとおりとしている（規則第58条第4項）。

- ① 要措置区域等に指定された年月日
- ② 要措置区域等の所在地
- ③ 要措置区域等の概況
- ④ 法第14条第3項の規定により指定された要措置区域等にあっては、その旨
- ⑤ 要措置区域等内の土壤の汚染状態
  - ・ 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壤汚染状況調査の結果により法第6条第1項又は法第11条第1項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、当該省略をした旨及びその理由
  - ・ 法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査の結果により法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、その旨
- ⑥ 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関（法第14条第3項の規定により指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称
- ⑦ 要措置区域（土壤溶出量基準に係るものに限る。）にあっては、地下水汚染の有無
- ⑧ 形質変更時要届出区域であって法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置
- ⑨ 自然由来特例区域の条件を満たすと都道府県知事が認めたもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあっては、その旨

- ⑩ 埋立地特例区域の条件を満たすと都道府県知事が認めたもの（当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあっては、その旨
- ⑪ 埋立地管理区域の条件を満たすと都道府県知事が認めたものにあっては、その旨
- ⑫ 土地の形質の変更の実施状況

台帳の帳簿の記載事項は、規則第 58 条第 4 号に定めたとおりであるが、「少なくとも次に掲げる事項」とあるとおり、法の趣旨の範囲内において、その他の情報を記載事項とするなどを妨げるものではない（通知の記の第 4 の 4 (1)）。

④の指定の申請に係る調査については、法の義務付けによる土壤汚染状況調査を契機として要措置区域等に指定されているわけではなく、自主的な申請に係る調査を契機として要措置区域等に指定されていることを明示する趣旨である（通知の記の第 4 の 4 (1)）。

⑤の「土壤の汚染状態」については、規則様式第 13 及び第 14 の記載事項のほか、各サンプリング地点ごとの特定有害物質の土壤溶出量及び土壤含有量、サンプリング及び分析の日時及び方法等を記載した書類を帳簿に添付することとする（通知の記の第 4 の 4 (1)）。

また、⑧の「汚染の除去等の措置が講じられた」とは、汚染の除去等の措置（土壤汚染の除去を除く）であって、地下水モニタリングによりその効果の発現が確認されたことをいい、形質変更時要届出区域において任意に汚染の除去等の措置が講じられた場合のみならず、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられたことによってその指定が解除され、改めて形質変更時要届出区域に指定された場合においても、記載する必要があることに留意する必要がある（通知の記の第 4 の 4 (1)）。

⑨から⑪までは、形質変更時要届出区域であって、一定の条件を満たすと都道府県知事が認めたものについて、通常の形質変更時要届出区域と区別して扱う必要があること又は将来にわたり当該土地の周辺における地下水の飲用利用等の可能性がないことから当該区域である旨（自然由来特例区域等の別）を台帳に記載することとした。各区域の定義については、表 1.7.1-1 に示したとおりであるが、自然由来特例区域の判断に当たっては、「土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成 23 年 7 月 8 日付環水大土発 110706001 号）別紙の内容を参照して判断されたい（通知の記の第 4 の 4 (1)）。

通知別紙の内容について、Appendix 「3. 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法及びその解説」でさらに詳しく解説しているので参考にされたい。

## イ. 図面

図面は、次のとおりである（規則第 58 条第 5 項）。

- ① 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
- ② 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面
- ③ 要措置区域等の周辺の地図

## 2) 台帳の保管

都道府県知事は、台帳として調製される帳簿及び図面を、要措置区域に関するものと形質変更時要届出区域に関するものとで区別して保管しなければならない（規則第 58 条第 3 項）。

## (2) 台帳の閲覧

都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことはできない（法第 15 条第 3 項）。台帳の閲覧を拒むことができる「正当な理由」とは、閲覧を求められた時点で台帳の編纂作業中であり、閲覧させられる状態にない等の限定された場合のみを指すものである（通知の記の第 4 の 4 (3)）。

## (3) 台帳の記載事項の訂正

台帳の記載事項及び図面に変更があったときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない（規則第 58 条第 6 項）。

「台帳の記載事項に変更があったとき」とは、多くの場合、土地の形質変更の実施状況（規則第 58 条第 4 項第 12 号）について生じることが見込まれる（通知の記の第 4 の 4 (2)）。

また、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して指定された要措置区域等について、当該省略をした調査の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した結果、第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないものとみなされた区域の指定時点における汚染状態が変更された場合には、当該要措置区域等の台帳の訂正が必要となるので留意する必要がある（通知の記の第 4 の 4 (2)）。

さらに、例えば、形質変更時要届出区域内に人為的原因と自然由来の汚染の両方が存在していると考えられる場合において、人為的原因による汚染部分についてのみ土壤汚染の除去等の措置が講じられたときは、自然由来の汚染部分については自然由来特例区域に該当することになることから、その内容を台帳に記載することが必要になる。また、自然由来と他の由来の汚染の両方が存在していると考えられる形質変更時要届出区域については、当該区域の土壤汚染が自然由来であると判断した根拠となる資料等を台帳に添付しておくことが望ましい（通知の記の第 4 の 4 (2)）。

なお、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 13 号）の施行の際現に指定されている形質変更時要届出区域であって、自然由来特例区域等の条件を満たすことが根拠となる資料等によって判明したものについては、当該区域である旨を台帳に記載する必要がある（通知の記の第 4 の 4 (2)）。

## (4) 台帳からの消除

要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から消除しなければならない（規則第 58 条第 7 項）。

ただし、消除された台帳の情報についても、法第 61 条第 1 項に基づき、保管し、必要に応じて提供することが望ましい（通知の記の第 4 の 4 (2)）。

## 1.10 その他

### 1.10.1 汚染土壤の搬出時の措置（法第 16 条～第 21 条）

#### (1) 汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令

要措置区域等内の土地の土壤（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が基準に適合すると都道府県知事が認めた土壤を除く。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者

を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の 14 日前までにその旨を届け出る必要がある(法第 16 条第 1 項)。

「搬出」とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を越えることをいう(通知の記の第 5 の 1 (2)①)。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は届出の必要はない(法第 16 条第 1 項ただし書)。

また、要措置区域等と一筆であるなど要措置区域等内の土地の所有者等と同一の者が所有等をする当該要措置区域等に隣接する土地において、一時的な保管、特定有害物質の除去等を行い、再度当該要措置区域等内に当該汚染土壌を埋め戻す場合には、周囲への汚染の拡散のおそれの少ない行為であることから、「搬出」には該当しないものとして運用されたい(通知の記の第 5 の 1 (2)①)。

「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者」とは、その搬出に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる(通知の記の第 5 の 1 (2)①)。

#### 1) 要措置区域等内の土地の土壌を法の対象から外すための調査及び調査結果の認定

当該要措置区域等外へ搬出する土壌の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであれば、当該汚染土壌をあえて法の規制対象とする必要はない。このため、搬出しようとする汚染土壌の汚染状態の調査方法及び法の対象から外すための認定手続が定められている(法第 16 条第 1 項括弧書)。なお、法の対象としないためには、25 種のすべての特定有害物質について、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認する必要がある。また、この調査(以下「認定調査」という。)は、汚染土壌の当該要措置区域等外への搬出時に必ず義務付けられるものではなく、法の規制を受けないために任意に講じられる例外的な措置であることに留意が必要である(通知の記の第 5 の 1 (3))。

認定調査において、指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあることが明らかになった場合には、都道府県知事は、土地の所有者等に対し、指定の申請を活用させるよう促す必要がある(通知の記の第 5 の 1 (3))。

土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して要措置区域等から汚染土壌の搬出を行おうとする場合においては、当該省略により第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた土地の区域内の土壌は、当該汚染状態にあるとみなされることになるが、認定調査の過程で地歴調査を行った上であれば、認定の対象となることとしている(通知の記の第 5 の 1 (3))。

#### ア. 要措置区域等内の土地の土壌を法の対象から外すための調査の方法

認定調査の方法は、要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法(以下「掘削前調査の方法」という。)又は要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後に当該掘削した土壌を調査する方法(以下「掘削後調査の方法」という。)のいずれかの方法とする(規則第 59 条第 1 項及び通知の記の第 5 の 1 (3)①)。

## イ. 要措置区域等内の土地の土壤を法の対象から外すための調査結果の認定の申請

法第 16 条第 1 項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（規則様式第 15 による。）を提出しなければならない（規則第 60 条第 1 項）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 要措置区域等の所在地
- ③ 認定調査の方法の種類
- ④ 掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量証明事業者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項
- ⑤ 掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壤の採取を行った日時、調査対象とした土壤全体の体積、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量証明事業者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項
- ⑥ 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑦ 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

## ウ. 要措置区域等内の土地の土壤を法の対象から外すための調査結果の認定の確認

都道府県知事は、イ. の申請があった場合、それぞれ次の各事項に定める土壤について認定する（規則第 60 条第 2 項）。

### (7) 掘削前調査において認定の対象となる土壤

掘削前調査により採取され又は混合された土壤のうち連続する 2 以上の深さにおいて採取された土壤がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における当該位置を含む連続する 2 以上の土壤を採取した深さの間の部分にある土壤（当該深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壤を採取した位置を含む場合における当該 2 以上の土壤を採取した深さの間の部分を除く。）（規則第 60 条第 2 項第 1 号及び通知の記の第 5 の 1 (3) ②ア）。

### (1) 掘削後調査において認定の対象となる土壤

掘削後調査における測定により、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していることが明らかとなった土壤に係る 100 m<sup>3</sup> 以下ごと（掘削した土壤が掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壤汚染状況調査において規則第 4 条第 2 項の規定に基づき隣接する単位区画を一の単位区画とした場合（申請に係る調査にあっては、同項に準じて隣接する単位区画を一の単位区画とした場合）にあっては、130 m<sup>3</sup> 以下ごと）に区分されたロット（規則第 59 条第 3 項第 4 号ロ及び規則第 60 条第 2 項第 2 号並びに通知の記の第 5 の 1 (3) ②イ）。

## 2) 汚染土壤の搬出時の届出

### ア. 届出事項

法第 16 条第 1 項の届出は、届出書(規則様式第 16 による)を提出して行う(規則第 61 条)。当該届出書に記載する事項は次のとおりである(法第 16 条第 1 項及び規則第 62 条)。

- ① 当該汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- ② 当該汚染土壤の体積
- ③ 当該汚染土壤の運搬の方法
- ④ 当該汚染土壤を運搬する者及び当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称
- ⑤ 当該汚染土壤を処理する施設の所在地
- ⑥ 当該汚染土壤の搬出の着手予定日
- ⑦ その他環境省令で定める以下の事項
  - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ロ 要措置区域等の所在地
  - ハ 汚染土壤の搬出、運搬及び処理の完了予定日
  - ニ 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
  - ホ 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
  - ヘ 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壤を一時的に保管する場合における当該保管の用に供する施設(以下「保管施設」という。)の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

このうち、汚染土壤の汚染状態は、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度とし、体積は、搬出しようとする土壤の面積と深さを乗じて算定したものとする。運搬の方法とは、運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶(以下「自動車等」という。)ごとの運搬経路をいう。運搬する者及び処理する者の氏名又は名称は、法人であれば当該法人の名称、個人事業主であれば当該個人の氏名をいい、実際に運搬又は処理を担当する者を記載する必要はない。積替場所及び保管場所の連絡先は、電話番号を記載することで足りる(通知の記の第 5 の 1 (2)①)。

なお、搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壤の含水率を調整する場合にあっては、当該行為を積替えのための一時保管とみなすこととし、都道府県知事は、当該行為を行う場所を積替場所として記載するよう指導されたい(通知の記の第 5 の 1 (2)①)。

### イ. 添付書類

要措置区域等外へ汚染土壤を搬出する者は、届出書(規則様式第 16 による。)に次に掲げる書類及び図面を添付し都道府県知事に提出しなければならない(規則第 61 条第 2 項)。

- ① 汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面
- ② 土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107

条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- ③ 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票(法第 20 条第 1 項に規定する管理票をいう。以下同じ。) の写し
- ④ 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等(法第 54 条第 3 項に規定する自動車等をいう。以下同じ。) の構造を記した書類
- ⑤ 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- ⑥ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
- ⑦ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設(1.10.2 参照)に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

このうち、①とは、要措置区域内における搬出に係る汚染土壌の範囲を明らかにしたものとす。③とは、法第 20 条第 1 項の管理票の記載事項及び同項の委任を受けた環境省令で定める事項を記載した使用予定の管理票の写しをいい、都道府県知事は、届出事項として記載させた「運搬の方法」と内容が整合していることを確認されたい(通知の記の第 5 の 1 (2) ①)。

②とは、土壤汚染状況調査の結果、第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた要措置区域等において、措置のためのボーリング調査や認定調査等により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかになった場合には、その調査の結果及び計量証明事業者の名称等も報告することとする。なお、この場合の第二溶出量基準に適合することが明らかとなった汚染土壌を埋立処理施設において受け入れることは差し支えない(通知の記の第 5 の 1 (2) ①)。

⑥としては、汚染土壌を当該要措置区域等外への搬出する者が当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者へ委託する場合にあっては、その旨の契約書の写しが想定される(通知の記の第 5 の 1 (2) ①)。

なお、汚染土壌の搬出時の届出をしようとする時点で、当該搬出までに 14 日間を確保できない場合には、当該届出をする際に、法第 16 条第 1 項第 6 号に定める搬出の着手予定期限についても変更する必要があることに留意されたい。この届出は、変更の内容を明らかにした届出書に、①～⑦に規定する書類及び図面を添付して行う必要があるが、既に提出されている書類及び図面の内容に変更がないときは、その添付を省略することとしている(規則第 63 条第 2 項及び通知の記の第 5 の 1 (2) ①)。

届出内容及び届出書(規則様式第 16 による。)等の詳細については「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

### 3) 届出に係る事項の変更の届出

汚染土壌の搬出時の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとする場合、その届出に係る行為に着手する 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない(法第 16 条第 2 項)。

非常災害のため必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出の詳細については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

#### 4) 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出

非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して 14 日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない（法第 16 条第 3 項）。

届出内容については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

#### 5) 汚染土壌の搬出時の届出に対する計画変更命令

都道府県知事は、汚染土壌の搬出時の届出又は当該届出事項に係る事項の変更の届出があった場合において、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対して次に定める措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 16 条第 4 項）。

- ① 運搬の方法が法第 17 条の環境省令に定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合、当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること
- ② 法第 18 条第 1 項の規定に違反し、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しない場合、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること

当該計画変更命令の手続等の詳細については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

#### (2) 運搬に関する基準

要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない（法第 17 条）。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りではない（法第 17 条ただし書）。

汚染土壌の運搬に関する基準については、「汚染土壌の運搬に関する基準等について」（平成 22 年 3 月 10 日付け環水大土発第 100310001 号）（以下「運搬基準通知」という。）により別途通知しているため、当該通知を参照されたい（通知の記の第 5 の 1 (5) ①）。

汚染土壌の運搬に関しては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

#### (3) 汚染土壌の処理の委託

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を、汚染土壌処理業者に委託しなければならない（法第 18 条第 1 項）。

ただし、次に掲げる場合は、この限りではない（法第 18 条第 1 項ただし書）。

- ① 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって、当該汚染土壌を自ら処理する場合
- ② 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- ③ 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

なお、当該要措置区域等外へ搬出した汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければな

らないという規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する（法第18条第2項）。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって、当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りではない（法第18条第2項ただし書）。

汚染土壌の処理の委託の詳細については、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」を参照されたい。

#### (4) 汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令

都道府県知事は、次の①又は②のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止の必要があると認めるときは、それぞれ①又は②に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第19条）。

- ① 法第17条の規定による汚染土壌の運搬に関する基準に違反して当該汚染土壌を運搬した場合、当該運搬を行った者
- ② 法第18条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合、当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

なお、当該命令については、運搬基準通知において別途留意すべき点を示しているため、当該通知を参照されたい（通知の記の第5の1(6)）。

#### (5) 管理票

管理票の交付・回付及び管理票の写しの送付等について、以下に概要を示す。

これらの詳細及び管理票への記載事項等については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

##### 1) 管理票交付者による管理票の交付

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該委託を受託した者（以下「運搬受託者」という。）に対して、環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者に対して交付しなければならない）（法第20条第1項）。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は管理票の交付は必要ない（法第20条第1項ただし書）。

なお、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、前述の管理票の交付義務を負う（法第20条第2項）。

また、管理票交付者は、交付された管理票の内容と送付された管理票の写しに記載された内容とを照合する必要があることから、運搬受託者（処理受託者がある場合にあっては、当

該処理受託者)からの当該管理票の写しの送付があるまでの間、交付した管理票の写しの控えを保管しなければならない(規則第66条第3号及び通知の記の第5の1(7)①)。

## 2) 運搬受託者による管理票の回付及び管理票の写しの送付

運搬受託者は、委託された汚染土壌の運搬を終了したとき、交付された管理票に環境省令で定める必要事項を記載し、当該運搬を終了した日から10日以内に管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理受託者がある場合には、運搬受託者は当該処理受託者に管理票を回付しなければならない(法第20条第3項及び規則第69条)。

## 3) 処理受託者による管理票の写しの送付

処理受託者は、委託された汚染土壌の処理を終了したとき、当該管理票に必要事項を記載し、当該処理を終了した日から10日以内に、管理票交付者へ当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が運搬受託者から回付されたものであるときは、処理受託者は、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない(法第20条第4項及び規則第71条)。

## 4) 管理票の写しの保存

都道府県知事は、運搬受託者又は処理受託者から管理票交付者に送付された管理票の写しについて、管理票交付者に対し、任意の報告又は法第54条第3項に基づく報告を求め、汚染土壌が適正に運搬され、かつ、処理されていることを確認することが望ましい(通知の記の第5の1(7)①)。

また、汚染土壌が適正に引き渡されているかを事後的な立入検査等で確認できるようするため、管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者に対して、それぞれ以下のとおり、管理票又は管理票の写しを保存する義務を設けた(法第20条第5項～第8項、規則第72条～第76条並びに通知の記の第5の1(7)①)。

### ア. 管理票交付者の管理票の写しの保存期間

管理票交付者は、運搬受託者又は処理受託者から管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、当該送付を受けた日から5年間当該管理票の写しを保存しなければならない(法第20条第5項及び規則第72条)。

### イ. 管理票による手続の不備に際しての管理票交付者の責務

管理票交付者は、環境省令で定める期間内に運搬受託者又は処理受託者から管理票の写しの送付を受けないとき、又は必要な事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない(法第20条第6項並びに規則第73条及び第74条)。

### ウ. 運搬受託者の管理票の写しの保存

運搬受託者は、管理票交付者に管理票の写しを送付したとき(処理受託者に管理票を回

付した場合を除く。)は当該管理票を当該送付した日から、処理受託者より回付した管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ5年間保存しなければならない(法第20条第7項及び規則第75条)。

## エ. 処理受託者の管理票の写しの保存

処理受託者は、管理票交付者又は運搬受託者に管理票の写しを送付したときは、送付の日から5年間当該管理票を保存しなければならない(法第20条第8項及び規則第76条)。

### 5) 2次管理票

処理業省令第5条第17号の規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すためにその運搬を他人に委託するとき又は同令第13条第1項第1号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を処理の委託の目的で引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは、同令第5条第18号に定める管理票(以下「2次管理票」という。)を使用することとしている(通知の記の第5の1(7)②)。

2次管理票の手続については、運搬基準通知を参照されたい(通知の記の第5の1(7)②)。

### (6) 虚偽の管理票の交付等の禁止

虚偽の管理票の交付等の禁止について、以下のとおり定めている。

- ① 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにも関わらず、運搬受託者が汚染土壌の運搬を終了したときに管理票に記載する事項について、虚偽の記載をして管理票を交付してはならない(法第21条第1項)。
- ② 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにも関わらず、汚染土壌の処理を終了したときに管理票に記載する事項について、虚偽の記載をして管理票を交付してはならない(法第21条第2項)。
- ③ 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにも関わらず、汚染土壌の運搬又は処理を終了したときに行う管理票の送付をしてはならない(法第21条第3項)。

### 1.10.2 汚染土壌処理業(法第22条～第28条)

汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない(法第22条第1項)。

汚染土壌処理施設の種類としては、以下の4つが定められている(処理業省令第1条)。

- ① 凈化等処理施設
- ② セメント製造施設
- ③ 埋立処理施設
- ④ 分別等処理施設

法第22条第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うこととし（法第22条第4項）、汚染土壌処理業の許可の更新の手続は、許可申請時ににおける規定を準用することとされている（法第22条第5項）。

汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、環境省令で定める汚染土壌の処理の基準に従つて汚染土壌の処理を行わなければならず（法第22条第6項）、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない（法第22条第7項）。また、汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設ごとに行った汚染土壌の処理に関して所定の事項を記録し、当該汚染土壌処理施設に備え置くとともに、当該汚染土壌の処理に関して利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならない（法第22条第8項）。

汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設で処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた污水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、汚染土壌処理業者は直ちにその旨を都道府県知事に届け出なければならない（法第22条第9項）。また、汚染土壌処理施設に関する変更の許可等、改善命令、許可の取消し等、名義貸しの禁止、許可の取消し等の場合の措置義務についても規定しており（法第23条～第27条）、汚染土壌処理業に関して必要な事項は処理業省令で定めている。

汚染土壌処理業に関する詳細な事項については、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」を参照されたい。

### 1.10.3 指定調査機関（法第29条～第43条）

土壤汚染状況調査及び法第16条第1項の認定調査（以下「土壤汚染状況調査等」という。）は、指定調査機関が行わなければならないこととなっている（法第3条第1項、法第4条第2項、法第5条第1項及び法第16条第1項）。

指定調査機関に関しては、指定調査機関等省令において定めている。

指定調査機関に関する事項の詳細な内容については「土壤汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き（平成22年4月版）」を参照されたい。

土壤汚染状況調査等は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法等により結果が大きく左右されることから、調査を行う者に適切な技術的能力等が求められる。

そのため、調査の信頼性を確保し、一定の技術的能力及び経理的基礎を有する者をその申請により指定調査機関として指定し、法に基づく土壤汚染状況調査等は指定調査機関により行われるようにしている。

指定調査機関における業務品質管理の取組について、法第37条第2項の環境省令（指定調査機関等省令第19条）で定める業務品質管理の内容を含め、指定調査機関に自主的に取り組んでもらうものとして「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン」を取りまとめている。指定調査機関については、このガイドラインを参考にして、改善すべき点があれば検討してもらいたい。

#### （1）指定の申請

指定調査機関の指定は、土壤汚染状況調査等を行おうとする者の申請により行う（法第29条）。

#### （2）欠格条項

次の事項のいずれかに該当する者は、指定調査機関の指定を受けることができない（法第30

条)。

- ① この法律及びこの法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ② 法第 42 条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- ③ 法人であって、その業務を行う役員のうちに①、②のいずれかに該当する者があるもの

### (3) 指定の基準

環境大臣は、指定調査機関の指定の申請が次の各事項に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならないこととなっている（法第 31 条）。

- ① 土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること
- ② 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて、環境省令で定める構成員の構成が土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ ②に定めるもののほか、土壌汚染状況調査等が不正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること

#### 1) 経理的基礎に係る基準

指定調査機関の指定の基準のうち、経理的基礎に係るものは次のとおりである（法第 31 条第 1 号及び指定調査機関等省令第 2 条第 1 項）。

- ① 債務超過になっていないこと
- ② 土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること

#### 2) 技術的能力に係る基準

指定調査機関の指定の基準のうち、技術的能力に係るものは、法第 34 条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとしている（法第 31 条第 1 号及び指定調査機関等省令第 2 条第 2 項）。

指定調査機関は、技術管理者 ((5) 及び (6) 参照) を選任しなければならず（法第 33 条）、土壌汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない（法第 34 条）。ただし、技術管理者以外の者が当該土壌汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りではない（法第 34 条ただし書）。

#### 3) 指定調査機関の構成員

環境省令で定める指定調査機関の構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、それぞれ示す者としている（法第 31 条第 2 号及び指定調査機関等省令第 2 条第 3 項）。

- ① 一般社団法人 社員
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項の持分会社 社員
- ③ 会社法第 2 条第 1 号の株式会社 株主
- ④ その他の法人 当該法人の種類に応じて①～③に定める者に類するもの

#### 4) 土壌汚染状況調査が不公正になるおそれがない基準

土壌汚染状況調査が不公正になるおそれがないものとして環境省令で定める基準は、土壌汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壌汚染状況調査を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとしている(法第31条第3号及び指定調査機関等省令第2条第4項)。

- ① 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと
- ② 土壌汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- ③ ①及び②のほか、土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと

この③に関して、「土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制について」(平成22年11月16日付け環水大土発第101116001号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)により、土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないための体制の整備に万全を期すよう指定調査機関代表者宛てに通知するとともに、「土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制の整備について」(平成22年11月16日付け環水大土発第101116002号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)により、土壌汚染状況調査等の公正な実施への協力のお願いを都道府県・政令市土壌環境保全担当部長宛てに通知した。

環水大土発第101116001号では、「今後、指定調査機関において留意すべき事項」として、以下の事項を指定調査機関に対して求めている。

- ・ 土壌汚染調査(土壌汚染状況調査等及び自主調査。以下同じ。)における試料採取及びその分析は、合理的な理由なく、複数回行わないこと。なお、試料採取及びその分析を複数回行った場合には、各回の試料採取結果及びその理由について、必ずその調査報告書に記載すること。
- ・ 分析を含む土壌汚染状況調査の作業の一部を他社に行わせた場合にあっては、当該作業の内容、当該作業を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地を必ずその調査報告書に記載すること。
- ・ 土壌汚染調査における試料採取及び分析結果につき、報告書の分析結果掲載頁に複数者の検印欄を設けること等、指定調査機関内の複数の者のチェックを受けるなどの体制になっていること。

このほか、指定調査機関が土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのあるケースとは、指定調査機関と土壌汚染状況調査等の発注者(法第3条及び法第5条における土地の所有者等、法第4条における3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更をしようとする者及び法第16条の要措置区域等内の土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者)の間に、両者の株主の構成及び役員の履歴からとの関係からみて関連性が認められる場合等をいう。

#### (4) 指定の更新

指定調査機関の指定は、5年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって、その効力を失うこととされている(法第32条第1項)。

この指定の更新においても、(3)の指定の基準が準用される(法第32条第2項)。

## (5) 技術管理者の設置

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で、環境省令に定める基準に適合する者（以下「技術管理者」という。）を選任しなければならない（法第33条）。

### 1) 技術管理者の基準

技術管理者が適合していなければならない環境省令で定める基準は、指定調査機関等省令第5条第1項に規定する技術管理者証（以下「技術管理者証」という。）の交付を受けた者であることとなっている（指定調査機関等省令第4条）。

### 2) 技術管理者証

#### ア. 技術管理者証の交付の対象者

技術管理者証は、次のいずれにも該当する者に対して、環境大臣が交付する（指定調査機関等省令第5条第1項）。

- ① 指定調査機関等省令第11条に規定する技術管理者試験に合格した者
- ② 次のいずれかに該当する者
  - イ 土壤の汚染の状況の調査に関し、3年以上の実務経験を有する者
  - ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者
  - ハ 土壤の汚染の状況の調査に関し、イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者
- ③ 次のいずれにも該当しない者
  - イ 指定調査機関等省令第5条第2項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者
  - ロ 法又は法に基づく処分に違反し、刑に罰せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ハ 法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

技術管理者証の交付を受けようとする者は、申請書に添付書類を添付して環境大臣に提出しなければならない（指定調査機関等省令第6条第1項）。当該交付の申請は、申請者が①の試験に合格した日から1年以内に行わなければならない（指定調査機関等省令第6条第2項）。

#### イ. 技術管理者証の返納

環境大臣は、次の事項のいずれかに該当すると認めるときは、技術管理者証の交付を受けている者に対して、その返納を命ずることができる（指定調査機関等省令第5条第2項）。

- ① 技術管理者証の交付を受けた者が、法又は法に基づく命令の規定に違反したとき
- ② 技術管理者証の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により技術管理者証の交付

を受けたとき

#### ウ. 技術管理者証の有効期間

技術管理者証の有効期間は、5年となっている（指定調査機関等省令第5条第3項）。

#### エ. 技術管理者証の更新

技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受け、申請書に当該講習を修了した旨の証明書を添付して、環境大臣に提出しなければならない（指定調査機関等省令第7条第1項）。

ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに当該講習を受けて申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して1年以内に、当該講習を受け、更新の申請書に当該講習を修了した旨の証明書及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができるとしている（指定調査機関等省令第7条第1項ただし書）。

#### オ. 技術管理者試験

技術管理者試験は、土壤汚染状況調査等を適確かつ円滑に遂行するに必要な知識及び技能について、環境大臣が行うこととなっており（指定調査機関等省令第11条及び第13条）、試験に合格した者は環境大臣より合格証書を交付されることとなっている（指定調査機関等省令第15条）。

### 3) 経過措置

技術管理者については、その基準を技術管理者証の交付を受けた者であることとし（指定調査機関等省令第4条）、技術管理者証の交付を受ける要件の一つとして、環境大臣が行う試験に合格した者であるとしたところ（指定調査機関等省令第5条第1条第1項第1号）、平成25年3月31日までの間、改正法の施行の際現に旧法第3条第1項の規定による指定を受けている指定調査機関又は、改正法の施行の際に旧法第3条第1項の指定の申請を行い改正後に指定を受けた指定調査機関に「技術上の管理をつかさどる者」（旧指定調査機関等省令第2条第2項参照）として置かれている者又は旧法に基づく申請者に置かれているものは、技術管理者証の交付を受けているものとみなすこととした（改正指定調査機関等省令附則第2条第2項）。一方、土壤汚染状況調査等の結果報告書に技術管理者の技術管理者証の交付番号を記載することとしたところであるが、かかる経過措置により技術管理者証の交付を受けたこととされる者については、氏名を記載させる必要がある（通知の記の第6の2）。

### (6) 技術管理者の職務

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない（ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りではない。）（法第34条）。

## (7) 変更の届出

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の 14 日前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない（法第 35 条及び指定調査機関等省令第 18 条）。

## (8) 土壤汚染状況調査等の義務

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査等を行わなければならない（法第 36 条第 1 項）。

また、指定調査機関は、公正に、かつ、法第 3 条第 1 項及び法第 16 条第 1 項の環境省令で定められた方法により土壤汚染状況調査等を行わなければならない（法第 36 条第 2 項）。

環境大臣は、指定調査機関が求められた土壤汚染状況調査を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる（法第 36 条第 3 項）。

## (9) 業務規程

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規定（以下「業務規程」という。）を定め、土壤汚染状況調査等の業務の開始前に環境大臣に届け出なければならず、これを変更しようとする場合も同様に届け出なければならない（法第 37 条第 1 項）。

業務規程で定めるべき事項は、次のとおりである（法第 37 条第 2 項、指定調査機関等省令第 19 条）。

- ① 土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地
- ② 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項
- ③ 土壤汚染状況調査等の実施手順に関する事項
- ④ 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項
- ⑤ 土壤汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項
- ⑥ 土壤汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項
- ⑦ 土壤汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項
- ⑧ 法第 31 条第 2 号及び第 3 号の基準（(3)、2) 及び 3) 参照）に適合するために遵守すべき事項
- ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の業務に関し必要な事項

## (10) 帳簿の備付け等

指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令により定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを土壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事に報告した日から 5 年間保存しなければならない（法第 38 条、指定調査機関等省令第 20 条第 1 項）。

帳簿に記載すべき環境省令により定める事項は、次のとおりとしている（指定調査機関等省令第 20 条第 2 項）。

- ① 土壤汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所
- ② 土壤汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日
- ③ 法第 34 条に規定する監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証

の交付番号

- ④ ③の技術管理者の当該監督の状況

#### (11) 適合命令

環境大臣は、指定調査機関が法第 31 条各号 ((3)①～③参照) のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 39 条）。

#### (12) 業務の廃止の届出

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない（法第 40 条及び指定調査機関等省令第 21 条）。

#### (13) 指定の失効

指定調査機関が土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、指定調査機関の指定はその効力を失う（法第 41 条）。

#### (14) 指定の取消し

指定調査機関が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、環境大臣は、当該指定調査機関についての指定を取り消すことができる（法第 42 条）。

- ① 法第 30 条第 1 号 ((2)①参照) 又は第 3 号 ((2)③参照) の欠格条項に該当するに至ったとき
- ② 法第 33 条 ((5)参照)、法第 35 条 ((7)参照)、法第 37 条第 1 項 ((9)参照) 又は法第 38 条 ((10)参照) の規定に違反したとき
- ③ 法第 36 条第 3 項 ((8)参照) 又は法第 39 条 ((11)参照) の規定による命令に違反したとき
- ④ 不正の手段により指定調査機関の指定を受けたとき

#### (15) 公示

指定調査機関が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、環境大臣は、その旨を公示しなければならない（法第 43 条）。

- ① 指定調査機関の指定をしたとき
- ② 法第 32 条第 1 項の規定により指定調査機関の指定が効力を失ったとき、又は環境大臣が指定調査機関の指定を取消したとき
- ③ 法第 35 条の変更の届出（事業所の名称と所在地の変更に限る。）又は法第 40 条の規定による業務の廃止の届出を受けたとき

### 1.10.4 指定支援法人（法第 44 条～第 53 条）

環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、法第 45 条に規定する業務（以下「支援業務」という）を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、その申請により、全国を

通じて1個に限り、支援業務を行う者（以下「指定支援法人」という。）として指定することができる（法第44条第1項）。

指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとなっている（法第45条）。

- ① 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う都道府県に対し、政令で定めるところにより助成金を交付すること
- ② 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと
  - イ 土壤汚染状況調査
  - ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置
  - ハ 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更
- ③ 上記②のイからハまでに掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること
- ④ ①～③に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

また、指定支援法人は、支援業務に関する基金（以下「基金」という。）を設け、政府から予算の範囲内において基金に充てる資金として交付を受けた補助金と、支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額をもって基金に充てることとなっている（法第46条及び法第47条）。

#### 1.10.5 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等（法第61条）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集、整理、保存し、適切に提供するよう努める必要がある（法第61条第1項）。

また、都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が法第4条第2項の環境省令に定める「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準」に該当するか否かを把握させるよう努めるものとしている（法第61条第2項）。

都道府県知事が収集、整理、保存した情報は、法第3条第1項の土壤汚染状況調査において都道府県知事が行う「調査対象地についての特定有害物質の種類に関する情報の提供」及び法第4条第2項において都道府県知事が行う「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準」への該当性の判断において、土壤の汚染状態が汚染状態に関する基準に適合しないことが明らかである土地又は適合しないおそれがある土地の判断に使用されることが想定される。

#### 1.10.6 その他（法第54条～第60条、法第62条～第69条及び法附則）

報告及び検査、公共の用に供する施設の管理を行う者との協議、資料の提出の要求、環境大臣の指示、国の援助、研究の推進等、国民の理解の増進等の諸規定が置かれるとともに、調査命令や措置命令に違反した者等に対する罰則等が規定されており（法第54条～第60条、法第62条～第69条及び法附則）、施行期日、施行にともなう準備行為及び経過措置が附則において規定されている。